

独立行政法人農業者年金基金の
令和3年度に係る業務の実績に関する評価書（案）

厚生労働省
農林水産省

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人農業者年金基金		
評価対象事業年度	年度評価	令和3年度（第4期）	
	中期目標期間	平成30～令和4年度	

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	農林水産大臣			
	法人所管部局	経営局	担当課、責任者	経営政策課長
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長
主務大臣	厚生労働大臣			
	法人所管部局	年金局	担当課、責任者	企業年金・個人年金課長
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	参事官（調査分析・評価担当）

3. 評価の実施に関する事項	
8月1日：独立行政法人農業者年金基金理事長等へのヒアリング及び農林水産省独立行政法人評価有識者会議農業者年金基金部会の開催	

4. その他評価に関する重要事項

様式 1－1－2 中期目標管理法人 年度評価 総合評価

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		30年度	令和元年度	2年度	3年度
		B	B	B	B
評価に至った理由	項目別評価は、重要な業務12項目のうち、2項目がa評価、10項目がb評価であり、また全体の評価を引き下げる事象もなかった。 このため、農林水産省の評価基準に基づき、大項目全てがB評価であり、大項目の点数をウェイトを用いて算出した結果、「B」評価とした。 ※2点(B)×5/9＋2点(B)×1/9×4項目＝2点 1.5点以上2.5点未満：B				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	項目別評価においては、若い農業者の加入の増加に向け、より一層の加入推進活動に取り組むことが求められるが、特に業務運営上の重大な課題は認められず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	Iの3の(1)「政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大」 令和4年度において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応しながら、より一層業務受託機関と活動方針の共有等を図り、活動内容に工夫を加えながら、戦略的かつ効率的に取り組まれない。
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式１－１－３ 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	評価年度					項目別 No	備考
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	B	B	B	B		第1	P5
1 農業者年金事業	B	B	B	A		第1－1	P5
(1) 手続の迅速化（適用・収納関係）	b	b	b	s			P5
(2) 被保険者資格の適切な管理	b○重	b○重	b○重	a○重			P6
(3) 保険料収納業務の円滑な実施	b	b	b	b			P7
(4) 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付	b	b	b	b			P8
(5) 手続の迅速化（給付関係）	b	b	a	a			P9
(6) 年金の受給漏れの防止	b○重	b○重	b○重	a○重			P10
(7) 受給資格のある者への適切な年金給付	b○重	b○重	b○重	b○重			P11
(8) 情報システム管理業務	b	b	b	a			P13
2 年金資産の安全かつ効率的な運用	B	B	B	B		第1－2	P16
(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用	b○重	b○重	b○重	b○重			P16
(2) 資金運用委員会等によるモニタリング	b	b	b	b			P17
(3) 政策アセットミックスの検証・見直し	b	b	a	a			P17
(4) 運用の透明性の確保	b	b	b	b			P18
(5) スチュワードシップ活動の実施	b	b	b	a			P19
3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	B	B	B	B		第1－3	P22
(1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大	b○重	c○重	b○重	b○重			P22
(2) 女性農業者の加入の拡大	b	a	a	a			P23
(3) 加入推進活動の実施	b	a	a	b			P24
(4) 加入推進活動の効果検証	b	b	b	b			P25
(5) ホームページ等による情報の提供	b	b	b	a			P26
II 業務運営の効率化に関する事項	B	B	B	B		第2	P28
1 業務改善の推進	B	B	B	B		第2－1	P28
2 電子化の推進	B	B	B	A		第2－2	P30
(1) 農業者年金記録管理システムの利用促進	b	b	b	b			P31
(2) マイナンバーによる情報連携	b	b	b	a			P31
3 運営経費の抑制	B	B	B	B		第2－3	P33
(1) 一般管理費及び事業費の削減	b	b	b	b			P33
(2) 給与水準の適正化	b	b	b	b			P34
4 調達の合理化	B	B	B	B		第2－4	P36
5 組織体制の整備等	B	B	B	B		第2－5	P38
(1) 組織体制の整備	b	b	b	b			P38
(2) 働き方改革の推進	b	b	b	b			P39

※1 重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付し、重点化の対象とした項目については各評語の横に「重」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

中期計画（中期目標）	評価年度					項目別 No	備考
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		
III 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B		第3	P40
財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B			P40
(1) 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守	b	b	b	b			P40
(2) 決算情報・セグメント情報の開示	b	b	b	b			P41
(3) 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施	b	b	b	b			P41
(4) 貸付金債権等の適切な管理等	b	b	b	b			P41
(5) 長期借入金の適切な実施	a	a	a	a			P42
IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	B	B	B		第4	P43
予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	B	B	B			P43
(1) 支出削減の取組	b	b	b	b			P43
(2) 法人運営における資金の配分状況	b	b	b	b			P44
V 短期借入金の限度額	－	－	－	－		第5	P45
VI その他業務運営に関する重要事項	B	B	B	B		第6	P46
1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	B	B	B	B		第6－1	P46
(1) 方針	b	b	b	b			P46
(2) 人員に関する指標	b	b	b	b			P47
2 積立金の処分に関する事項	B	B	B	B		第6－2	P48
3 内部統制の充実・強化	B	B	B	B		第6－3	P50
(1) 経営管理会議による内部統制の充実・強化	b○重	b○重	b○重	b○重			P50
(2) コンプライアンスの推進	b○重	b○重	b○重	b○重			P51
(3) リスク管理の徹底	b○重	b○重	b○重	b○重			P52
(4) 内部監査	b○重	b○重	b○重	b○重			P52
4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底	B	B	B	B		第6－4	P53
(1) 情報セキュリティ対策の推進	b○重	b○重	b○重	b○重			P53
(2) 個人情報保護対策の推進	b○重	b○重	b○重	b○重			P54
(3) 研修等の実施	b○重	b○重	b○重	b○重			P55
5 情報公開の推進	B	B	B	B		第6－5	P56
6 業務運営能力の向上等	B	B	B	B		第6－6	P57
(1) 研修の充実	b	b	b	b			P57
(2) 委託業務の質の向上	b	b	b	b			P58

様式 1－1－4－1 中期目標管理法 人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 1－1	農業者年金事業		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0105

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
評価の対象となる指標	達成目標	基準値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
標準処理期間内 処理割合 （適用・収納課）	提出された申出 書等の97%以上		99.87%	99.72%	94.72%	100.00%		予算額（千円）	180,709,907	195,836,708	183,094,532	178,049,134		
								決算額（千円）	177,929,027	190,035,467	181,502,828	176,020,389		
								経常費用（千円）	111,978,331	95,013,645	118,541,114	93,271,112		
								経常利益（千円）	△4,153,135	5,027,942	△25,906,362	△4,491,715		
								行政コスト（千円）	97,765,244	95,146,152	118,541,384	93,276,589		
								従事人員数	38.04	38.04	38.04	38.04		
標準処理期間内 処理割合 （給付課）	提出された申出 書等の98%以上		98.08%	99.22%	99.27%	99.47%								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																	
					業務実績	自己評価																		
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			B	評価	B																
							3つの中項目のうち、1項目がA評価、2項目がB評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※3点(A)×2/10+2点(B)×3/10+2点(B)×5/10 =2.2点 1.5点以上2.5点未満：B																	
	1 農業者年金事業	1 農業者年金事業	1 農業者年金事業			A	評価	A																
							8つの小項目のうち、1項目がs評価、4項目がa評価、3項目がb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「A」評価。 ※4点(s)×1/9+3点(a)×2/9+3点(a)×1/9×3項目+2点(b)×1/9×3項目=2.7点 2.5点以上3.5点未満：A																	
	(1)被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 手続の迅速化 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、標準処理期間内に処理を行うとともに、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。	(1)被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 手続の迅速化 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、基金に届いた申出書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関における申出書等の記入漏れの整備や添付書類の準備・取りまとめに時間を要することが手続が長期化する	(1)被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 手続の迅速化 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、基金に届いた申出書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関における申出書等の記入漏れの整備や添付書類の準備・取りまとめに時間を要することが手続が長期化する	＜主な定量的指標＞ ・標準処理期間内処理割合。 ＜その他の指標＞ ・申出書等の処理状況の調査結果の公表。 ＜評価の視点＞ ・標準処理期間内処理割合が97%以上となっているか。 ・処理状況の調査結果を計画どおり公表しているか。	＜主要な業務実績＞ ① 都道府県段階の業務受託機関担当者を対象とした「令和3年度農業者年金業務研修会及び業務担当者会議」（令和3年5月開催）において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図るよう周知するための説明を行った。 ② 提出のあった申出書等に係る標準処理期間(30日)内の処理割合は、令和3年8月処理分及び令和4年2月処理分がいずれも100.00%となり、目標の97%を達成した。 ③ 標準処理期間内処理割合については、令和3年9月及び令和4年3月に、基金ホームページで公表した。 【処理月別標準処理期間内処理割合】 (単位：件、%) <table><tr><th>処理月</th><th>処理件数(a)</th><th>期間内処理(b)</th><th>b／a</th></tr><tr><td>令和3年8月</td><td>200</td><td>200</td><td>100.00</td></tr><tr><td>令和4年2月</td><td>500</td><td>500</td><td>100.00</td></tr><tr><td>計</td><td>700</td><td>700</td><td>100.00</td></tr></table>	処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b／a	令和3年8月	200	200	100.00	令和4年2月	500	500	100.00	計	700	700	100.00	＜評価と根拠＞ 評価：s 申出書等の処理状況の調査を年2回行い、調査した翌月にホームページで公表した。 令和3年8月処理分及び令和4年2月処理分のいずれも標準処理期間内処理の割合が100%となり、目標の97%を超えたため下記の参考によりs評価とした。 (参考) 目標97%（達成度合100%）から100%までの間の実績を以下の区分に応じて評価 s：処理割合100% a：処理割合98.5%以上100%未満 b：処理割合97%以上98.5%未満 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を	評価	s
						処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b／a															
令和3年8月	200	200	100.00																					
令和4年2月	500	500	100.00																					
計	700	700	100.00																					
標準処理期間内の処理割合は、目標97%に対して、100%を達成していることから、自己評価の「s」評価が妥当であると認められる。																								

		る主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努める。 これにより、提出された申出書等については、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度、定期的に公表する。 なお、不備が判明した申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な申出書等の提出が行われるよう指導する。	る主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努めます。 これにより、提出された申出書等については、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、申出書等の処理状況の調査を8月と2月に行い、その結果を9月と3月に公表します。 なお、不備が判明した申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な申出書等の提出が行われるよう指導します。			上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
	イ 被保険者資格の適切な管理 国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年	イ 被保険者資格の適切な管理 国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年	イ 被保険者資格の適切な管理 国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年	＜主な定量的指標＞ ・不整合者の占める割合。 ＜その他の指標＞ ・農業者年金被保険者記録と国民年金被保	＜主要な業務実績＞ 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者資格記録との整合性を図るため、令和3年4月及び10月に全ての被保険者及び待期者を対象に、両記録の突合を実施した。 この突合結果により、不整合となった被保険者等（以下「不整合者」という。）に係る記録確認リストを不整合者がいる業務受託機関へ送付し、必要な申出書等を遅滞なく提出するよう指導を依頼するとともに、	＜評定と根拠＞ 評定：a 被保険者資格記録の突合を年2回実施し、不整合者に対して必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう、①不整合者に係る記録確認リストの業務受託機関への送付、②不整合者に対する申出書等の提	評定 a	国民年金被保険者資格記録（国民年金第1号被保険者、付加保険料の納付）と年2回突合を行い、不整合となった被保険者等に対して、必要な申出書等を提出するよう通知するとともに、業務受託機関からの指導も促すことによって、不整合者の占める

	金給付を行うため、全ての加入者及び待期者を対象に、毎年度、国民年金資格記録の確認を定期的に行い、不整合が確認された者に対し、必要な手続を遅滞なく行うよう働きかける。	金給付を行うため、全ての加入者及び待期者を対象に、毎年度、マイナンバーによる情報連携等により国民年金資格記録の確認を2回以上実施する。 不整合が確認された者には不整合事由を通知し、資格記録の訂正等に必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけるとともに、業務受託機関に不整合が確認された者の不整合記録を掲載したリストを送付し、業務受託機関からも該当者へ同様の働きかけがなされるようにする。 これらの取組を通じて、不整合者の占める割合を0.7%以下とする。	金給付を行うため、全ての加入者及び待期者を対象に、国民年金資格記録の確認を2回以上実施します。 不整合が確認された者には不整合事由を通知し、資格記録の訂正等に必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。 また、業務受託機関に不整合が確認された者の不整合記録を掲載したリストを送付し、業務受託機関からも該当者へ同様の働きかけがなされるようにし、これらの取組を通じて、不整合者の占める割合を0.7%以下とします。	険者資格記録との突合の実施。 ・突合の結果を踏まえた適正な管理。 ＜評価の視点＞ ・突合を行ったか。 ・その結果、不整合となった被保険者等に対し、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけているか。	基金からも不整合者に対して、申出書等の提出を促すための通知を送付した。 また、令和3年5月の業務担当者会議や令和3年11～12月のブロック別業務担当者会議等において、業務受託機関に対して重ねて不整合者に対する申出書等の提出の指導を依頼した。 <table><tr><th colspan="4">【令和3年度不整合者の状況】</th></tr><tr><th rowspan="2">突合月</th><th rowspan="2">突合対象者</th><th colspan="2">不整合者数 【不整合者の割合】</th></tr><tr><th>当 初</th><th>6ヶ月経過後</th></tr><tr><td>4月</td><td>70,927</td><td>1,176 【1.66】</td><td>376 【0.53】</td></tr><tr><td>10月</td><td>70,512</td><td>964 【1.37】</td><td>368 【0.52】</td></tr></table> ※8ヶ月経過後（令和4年4月）の不整合者数【不整合者の割合】 主な不整合事由が、国民年金付加保険料記録がないことであることから、業務受託機関に対して、国民年金付加保険料納付の届出が必要であることを記載した「農業者年金に関する重要事項のご案内」について、加入申込者への説明及び配付を徹底するとともに、国民年金付加保険料納付の届出の指導を行うよう依頼した。 また、加入申込書に、業務受託機関が加入申込者に対して重要事項の説明及び配布を行ったことを確認する欄を設け、指導の徹底を図っている。 令和4年1月から新規加入時だけではなく、再加入時も業務受託機関において重要事項の説明・配付及び国民年金付加保険料納付の届出の指導を行うこととし、更なる指導の徹底を図った。	【令和3年度不整合者の状況】				突合月	突合対象者	不整合者数 【不整合者の割合】		当 初	6ヶ月経過後	4月	70,927	1,176 【1.66】	376 【0.53】	10月	70,512	964 【1.37】	368 【0.52】	出を促すための通知の送付、③国民年金付加保険料納付の義務を記載した重要事項の説明・配付の徹底、④基金主催の会議、業務受託機関主催の研修会等における周知、⑤従来の新規加入時に加えて、再加入時の重要事項の説明・配付の実施（令和4年1月から）等、粘り強く働きかけを行い、不整合者の占める割合が年度計画の目標である0.7%以下を大きく下回る0.53%となったことから、a評定とした。 （評定区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	その割合を大きく減少させて、適正な被保険者資格記録に基づく年金給付に繋がったため、自己評価の「a」が妥当であると認められる。	
【令和3年度不整合者の状況】																										
突合月	突合対象者	不整合者数 【不整合者の割合】																								
		当 初	6ヶ月経過後																							
4月	70,927	1,176 【1.66】	376 【0.53】																							
10月	70,512	964 【1.37】	368 【0.52】																							
ウ 保険料収納業務の円滑な実施 保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替が不能とな	ウ 保険料収納業務の円滑な実施 保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替不能該当者	ウ 保険料収納業務の円滑な実施 保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替不能該当者	＜主な定量的指標＞ ー ＜その他の指標＞ ・口座振替不能者等のリストの送付及び指	＜主要な業務実績＞ 口座振替不能者及び口座振替停止該当者（以下「振替不能者」という。）については、毎月、振替不能者がいる業務受託機関にリストを送付し、当該業務受託機関から振替不能者に対して意向確認や相談対応を行い、必要な申出書等の提出について指導するよう依頼した。 また、12回継続した振替不能者については、口座振替停止の措置を講	＜評定と根拠＞ 評定：b 毎月、振替不能者のリストを業務受託機関へ送付し、振替不能者への対応等を依頼した。 また、12回継続した振替不能者につい	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。																		

	った者について、該当者を業務受託機関に提示し、被保険者に対する指導等その原因に応じた適切な対応がとられるよう働きかけを行う。 また、一定期間継続して口座振替が不能となっている者について、被保険者が意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関を通じ被保険者に対する働きかけを行う。	や口座振替停止 該当者のリストを毎月業務受託機関に送付し、業務受託機関から該当者への意向確認や相談対応、必要な届出等の指導がなされるようにする。 また、一定期間継続して口座振替が不能となっている者について、口座振替停止の措置を講じた上で、その者に対してその旨及び口座振替の再開手続等を通知して、意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関に定期的に口座振替停止者のリストを送付し、業務受託機関からも働きかけがなされるようにする。	や口座振替停止 該当者のリストを毎月業務受託機関に送付し、業務受託機関から該当者への意向確認や相談対応、必要な届出等の指導がなされるようにします。 また、12回継続して口座振替が不能となっている者について、口座振替停止の措置を講じた上で、その者に対してその旨及び口座振替の再開手続等を通知して、意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関に口座振替停止者のリストを送付し、業務受託機関からも働きかけがなされるようにします。	導依頼。 ・12回継続して口座振替不能者のリスト作成及び働きかけ依頼。 ＜評価の視点＞ ・業務受託機関へリストを送付しているか。 ・指導等の依頼を行っているか。	じた上で、該当者がいる業務受託機関へリストを送付し、当該務受託機関から該当者に対して意向確認や相談対応を行い、口座振替再開手続き等について指導するよう依頼した。 なお、振替停止するまでの間の連続振替不能5回及び10回の段階で、該当者に対して、振替の勧奨のお知らせを送付した。	ても、業務受託機関にリストを送付し、該当者への対応等を依頼した。 さらに、連続振替不能5回及び10回の段階で、該当者に対してお知らせを送付し、働きかけを行ったことから、b 評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
	エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付 保険料納付後に、資格の変更や保険料額の変更等により発生	エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付 保険料納付後に、資格の変更や保険料額の変更等により発生	エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付 保険料納付後に、資格の変更や保険料額の変更等により発生	＜主な定量的指標＞ ー ＜その他の指標＞ ・過大納付発生後の速やかな事務処理の実施。	＜主要な業務実績＞ 保険料納付後に資格変更及び保険料額変更等により発生した過大納付の保険料については、速やかに基金から被保険者等に対して、還付金の発生通知及び請求書を送付した。 また、被保険者等から請求があったものについては、1週間以内に還付処理を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：b 発生した過大納付の保険料について、速やかに被保険者等に請求書を送付するとともに、請求があったものについては、1週間以内に還付処理を行ったことから、b 評定とした。	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	

	した過大納付の保険料について、被保険者等からの請求に基づき、迅速かつ確実に被保険者等に対し、還付処理を行う。	した過大納付の保険料について、過大納付の発生確認後速やかに基金から被保険者等に対して、還付金の発生通知と請求に必要な請求書を送付し、被保険者等からの請求に基づき、迅速かつ確実に還付処理を行う。	した過大納付の保険料について、過大納付の発生確認後速やかに基金から被保険者等に対して、還付金の発生通知と請求に必要な請求書を送付し、被保険者等からの請求に基づき1週間以内に還付処理を行います。	＜評価の視点＞ ・過大納付発生後、速やかに被保険者等に請求書を送付しているか。 ・被保険者等からの請求に基づき一週間以内で処理しているか。		(評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する					
	(2) 年金等の給付業務 ア 手続の迅速化 年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金が定める標準処理期間内に処理を行うとともに、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。	(2) 年金等の給付業務 ア 手続の迅速化 年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金に届いた請求書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関での請求書等の記入内容の確認や添付書類の準備に時間を要することが手続が長期化する主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努める。	(2) 年金等の給付業務 ア 手続の迅速化 年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金に届いた請求書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関での請求書等の記入内容の確認や添付書類の準備に時間を要することが手続が長期化する主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努めます。	＜主な定量的指標＞ ・標準処理期間内処理割合。 ＜その他の指標＞ ・申出書等の処理状況の調査結果の公表。 ＜評価の視点＞ ・標準処理期間内処理割合が 98％以上となっているか。 ・処理状況の調査結果を計画どおり公表しているか。	＜主要な業務実績＞ ① 都道府県段階の業務受託機関担当者を対象とした「令和3年度農業者年金業務研修会及び業務担当者会議」（令和3年5月開催）等において、事務遅延防止を図るために、申請書等の複数人管理と管理者による進捗状況の把握について、農業委員会及び農業協同組合に周知徹底するよう依頼した。 ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からリモートにより、都道府県段階の業務受託機関が主催する研修会等において、基金職員が講師を務め、制度等の説明を行った（開催数：15道県、派遣等した基金職員数：30人）。 ③ 標準処理期間内に処理できなかった主な原因は、請求書等の記入内容の確認に時間を要したことであったため、研修会等で基金職員が業務資料の記載例を用いて請求書等の記入内容や添付書類について説明を行い、業務受託機関における処理の迅速化に努めた。 ④ 提出された年金裁定請求書等に係る標準処理期間（60日・75日）内の処理割合は、令和3年8月処理分が99.36％、令和4年2月処理分が99.57％であり、それぞれの結果を翌月（令和3年9月及び令和4年3月）に基金ホームページで公表した。	＜評定と根拠＞ 評定：a 都道府県段階の業務受託機関が主催する研修会等において、農業者年金制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関における処理の迅速化に努めた結果、年金裁定請求書等の標準処理期間内の処理割合は、年度計画の目標である98％を1ポイント以上上回った。 また、この結果を基金ホームページで公表するとともに、標準処理期間内に処理できなかったものについて、その原因を把握し、改善に向けた対応を行ったことから、a 評定とした。 (参考) 目標98％（達成度合100％）から100％までの間の実績を以下の区分に応じて評価 s：処理割合100％ a：処理割合99％以上100％未満 b：処理割合98％以上99％未満 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある	<table><tr><th>評定</th><th>a</th></tr><tr><td colspan="2">標準処理期間内の処理割合は、目標98％を大きく上回り、99.47％を達成していることから、自己評価の「a」評定が妥当と認められる。</td></tr></table>	評定	a	標準処理期間内の処理割合は、目標98％を大きく上回り、99.47％を達成していることから、自己評価の「a」評定が妥当と認められる。	
	評定	a									
	標準処理期間内の処理割合は、目標98％を大きく上回り、99.47％を達成していることから、自己評価の「a」評定が妥当と認められる。										
【月別標準処理期間内の処理状況】 (単位：件、％)											
処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b／a								
令和3年8月	2,336	2,321	99.36								
令和4年2月	2,802	2,790	99.57								
計	5,138	5,111	99.47								

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

	等の通知を行い、遅滞なく請求を行うよう働きかけを行う。 さらに、66歳を超えた長期未請求者に対しても裁定請求の勧奨等の通知を行う。	請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかける。 また、既に受給権が発生しているにもかかわらず裁定請求を行っていない者に対しても、毎年度、受給権が発生している旨とともに年金裁定請求手続の方法を案内した文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を働きかける。	定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。 また、既に受給権が発生しているにもかかわらず裁定請求を行っていない者に対しても、6月に受給権が発生している旨とともに年金裁定請求手続の方法を案内した文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を働きかけます。	<table><thead><tr><th colspan="2">区分</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">6 5 歳 到 達 1 ヶ月前の者</td><td>新制度</td><td>210</td><td>215</td><td>338</td><td>252</td><td>259</td><td>0</td><td>2,459</td></tr><tr><td>旧制度</td><td>221</td><td>228</td><td>353</td><td>278</td><td>302</td><td>229</td><td>2,852</td></tr><tr><td>計</td><td>431</td><td>443</td><td>691</td><td>530</td><td>561</td><td>229</td><td>5,311</td></tr></tbody></table> ※新制度の3月分は制度改正による様式変更を踏まえ、令和4年4月1日に225名に送付した。 ② 65歳を超えても裁定請求しない者（865人(旧制度：524人、新制度：341人)）に対しても、令和3年6月に勧奨文書を送付し、裁定請求書の提出を働きかけた。 ③ 制度改正により令和4年4月から農業者老齢年金の受給開始時期の選択肢が拡大（65歳到達→65歳以上75歳未満の間で請求又は75歳到達。ただし60歳以上で繰上げ請求が可能）することを踏まえ、法令に基づかない基金独自の取組として未受給防止対策を抜本的に強化することとし、請求すれば受給が可能な者に対して、60歳から74歳まで1年おきに誕生月の1ヶ月前に（従来は62歳到達年度に1回限り）案内ハガキを送付するとともに、76歳以降は毎年1回勧奨ハガキを送付するよう、新規の理事長通知を発出した。 また、当該未受給防止対策の強化について、令和3年9月3日、6日、7日の制度改正説明会や令和3年11～12月のブロック別業務担当者会議等において業務受託機関に対して説明し、加入者への周知を依頼するとともに、受給開始時期の選択肢の拡大について、加入者向けのパンフレットに記載することにより、円滑な対策の実施を図った。 さらに、制度改正に係るシステム改修においては、システム構造が複雑化しているため相当の時間を要することが見込まれたこと及び法令に基づかない基金独自の取組であることから、案内ハガキ等の対象者の抽出に係る部分のシステム改修については、令和5年3月まで後ろ倒しすることとし、それまでの間の対応として、令和3年度中に基金職員が独自に抽出ツールを開発し、抽出作業に着手した。	区分		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	6 5 歳 到 達 1 ヶ月前の者	新制度	210	215	338	252	259	0	2,459	旧制度	221	228	353	278	302	229	2,852	計	431	443	691	530	561	229	5,311	さらに、未受給防止対策の強化について、業務受託機関向けの各種会議等において加入者への周知を依頼するとともに、加入者向けのパンフレットへの記載など円滑な実施を図った。 加えて、制度改正に係るシステム改修においては、システム構造が複雑化しているため相当の時間を要することが見込まれたこと等から、案内ハガキ等の対象者の抽出等に係る部分のシステム改修については、令和5年3月まで後ろ倒しすることとし、それまでの間の対応として、令和3年度中に基金職員が独自に抽出ツールを開発し、抽出作業に着手した。 以上のとおり、取組は十分であり、所期の目標を上回る成果が見込まれるため、a評価とした。 （評価区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	テムの改修は、相当の期間を要することが見込まれたこと等から、案内ハガキの送付対象者の抽出等のため、基金職員自ら抽出ツールを開発・整備し、当面の運用が行われるように対応された。 これらの取組を総合的に勘案し、自己評価の「a」評価が妥当と認められる。
区分		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計																																
6 5 歳 到 達 1 ヶ月前の者	新制度	210	215	338	252	259	0	2,459																																
	旧制度	221	228	353	278	302	229	2,852																																
	計	431	443	691	530	561	229	5,311																																
ウ 受給資格のある者への適切な年金給付 毎年度、支給停止該当の有無や生存の確認を	ウ 受給資格のある者への適切な年金給付 毎年度、現況の確認が必要な受給権者に対し	ウ 受給資格のある者への適切な年金給付 現況の確認が必要な受給権者に対し5月末に	<主な定量的指標> － <その他の指標> －	<主要な業務実績> ① 適切な年金給付のため、令和3年5月に受給権者に対して現況届を送付し、受給資格（生存、経営再開等がないこと）の確認を行った。 なお、現況届未提出の防止及び受給資格の確認に資するため、現況届等未提出者一覧を該当者のいる農業委員会へ送付し、現況届の提出の勧奨及び未提出となっている理由の確認等を依頼した。	<評価と根拠> 評価： b 受給権者に対する現況届の送付による受給資格の確認、経営移譲年金等受給者と経営所得安定対策等交付金申請者との突合、再確認該当者のうち経営移譲等の	評価 自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。																																		

	定期的に行うとともに、支給停止及び失権に係る事務を適格に処理し、年金の支給停止に該当している者や失権者に対し、長期にわたって年金が給付されることを防止する取組を行う。	現況届を送付してその提出を求め、経営移譲年金等の支給停止事由の該当の有無や生存の確認を定期的に行う。 現況届未提出者については一覧表を農業委員会へ送付し、提出の勧奨・未提出理由の調査を行った後に、未提出者への年金の支払を差止める。 また、国民年金の受給権者情報の確認を毎月行い、死亡が疑われる受給権者に対する年金の支払を保留する。 なお、支給停止該当や失権が確認された場合には、支給停止事由該当届や死亡関係届出書の提出を求め、支給停止及び失権に係る事務を適確に処理する。 これらの取組を通じて、年金の支給停止事由に該当している者や失権者へ、長期にわたって	現況届を送付して、その提出を求め、経営移譲年金等の支給停止事由の該当の有無や生存の確認を行います。 現況届の未提出者については一覧表を農業委員会へ送付し、提出の勧奨・未提出理由の調査を行った後に、未提出者への年金の支払を11月支払分より差止めます。 また、国民年金の受給権者情報の確認を毎月行い、死亡が疑われる受給権者に対する年金の支払を保留するとともに、一覧表を農業委員会へ送付し、死亡が確認された場合の死亡届等の提出の勧奨を依頼します。 なお、支給停止該当や死亡が確認された場合には、支給停止事由該当届や死亡関係届出書の提出を求め、支給停止及び失権に係る事務を適	＜評価の視点＞ ・受給権者に対して、現況届を送付し、受給資格の確認を行っているか。 ・経営移譲年金等受給権者と経営所得安定対策等交付金申請者を突合し、適切な年金給付を行っているか。 ・国民年金の受給権者情報から死亡が疑われる受給権者に対する支払を保留し、農業委員会に死亡届等の提出の勧奨を行ったか。	それでもなお現況届等が未提出の受給権者については、11月以降の年金の支払いを差し止めた。 【現況届関係処理実績】 (令和4年3月末現在) <table><tr><td>a</td><td>現況届送付</td><td>268,332人</td></tr><tr><td rowspan="2">b</td><td>現況届等の提出者</td><td>267,616人</td></tr><tr><td>提出率 (b/a)</td><td>99.7%</td></tr><tr><td>c</td><td>現況届等の未提出者 (a-b)</td><td>716人</td></tr><tr><td>d</td><td>未提出者一覧の送付（農業委員会）※1</td><td>1,182機関</td></tr><tr><td>e</td><td>11月支給分差止 ※2</td><td>1,851人</td></tr></table> ※1 未提出者一覧の送付農業委員会数は、当該一覧の送付時点（8月23日）。 ※2 11月支給分差止者数は、11月定期支払い時点（11月10日）。 ② 令和3年度の現況届の対象となる経営移譲年金等受給権者と、令和2年度経営所得安定対策等交付金申請者との突合を行い、合致した61名を現況届の再確認該当者一覧に取りまとめ、該当者のいる農業委員会に送付した。 これを受け、農業委員会において、当該再確認該当者が実体を伴った経営移譲等を行っているかどうかの調査を行ったところ、交付金の申請名義が錯誤であった者が51名、支給停止事由に該当する者が7名であった。残る3名については、農業委員会において、現況届（確認資料を含む。）又は支給停止事由該当届等の届出の提出勧奨を行った。 なお、この調査では、交付金の申請名義以外に農業所得の申告名義も確認しており、これまでは農業委員会から税務担当部局に受給者の地方税情報を照会していたが、今年度からマイナンバーによる情報連携を活用し、基金が農業委員会に代わり地方税情報を取得する取組を始めた。 ③ 国民年金の受給権者情報の確認を毎月行い、死亡が疑われる受給権者に対する支払を保留するとともに、該当者のいる農業委員会へ一覧表を送付し、死亡届等の提出の勧奨を依頼した。	a	現況届送付	268,332人	b	現況届等の提出者	267,616人	提出率 (b/a)	99.7%	c	現況届等の未提出者 (a-b)	716人	d	未提出者一覧の送付（農業委員会）※1	1,182機関	e	11月支給分差止 ※2	1,851人	相手方が後継者である受給権者に係る地方税関係情報の照会及び国民年金の受給権者情報（死亡情報）の確認を行うなど、適切な年金給付に努めたことから取組は十分であり、b 評定とした。 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
a	現況届送付	268,332人																					
b	現況届等の提出者	267,616人																					
	提出率 (b/a)	99.7%																					
c	現況届等の未提出者 (a-b)	716人																					
d	未提出者一覧の送付（農業委員会）※1	1,182機関																					
e	11月支給分差止 ※2	1,851人																					

	年金が給付されることを防止する。	確に処 理 し ます。 これらの取組を通じて、年金の支給停止事由に該当している者や失権者へ、長期にわたって年金が給付されることを防止します。		<table><tr><th colspan="7">【国民年金の受給権者情報の確認】</th><th>(単位：人、機関)</th></tr><tr><th></th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th></th></tr><tr><td>支払保留人数 (死亡疑い等)</td><td>374</td><td>350</td><td>443</td><td>289</td><td>271</td><td>310</td><td></td></tr><tr><td>確認依頼 農業委員会</td><td>276</td><td>255</td><td>298</td><td>216</td><td>198</td><td>222</td><td></td></tr><tr><th></th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>計</th></tr><tr><td>支払保留人数 (死亡疑い等)</td><td>239</td><td>322</td><td>315</td><td>278</td><td>377</td><td>340</td><td>3,908</td></tr><tr><td>確認依頼 農業委員会</td><td>171</td><td>241</td><td>234</td><td>210</td><td>276</td><td>245</td><td>2,842</td></tr></table>	【国民年金の受給権者情報の確認】							(単位：人、機関)		4月	5月	6月	7月	8月	9月		支払保留人数 (死亡疑い等)	374	350	443	289	271	310		確認依頼 農業委員会	276	255	298	216	198	222			10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	支払保留人数 (死亡疑い等)	239	322	315	278	377	340	3,908	確認依頼 農業委員会	171	241	234	210	276	245	2,842		
【国民年金の受給権者情報の確認】							(単位：人、機関)																																																							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																								
支払保留人数 (死亡疑い等)	374	350	443	289	271	310																																																								
確認依頼 農業委員会	276	255	298	216	198	222																																																								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計																																																							
支払保留人数 (死亡疑い等)	239	322	315	278	377	340	3,908																																																							
確認依頼 農業委員会	171	241	234	210	276	245	2,842																																																							
(3) 情報システム管理業務 農業者年金記録管理システムの開発・改修等について、必要性及び緊要度の高いものから、計画的に開発・改修等を行い、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組む。	(3) 情報システム管理業務 農業者年金記録管理システムについて、システム利用者からの改善要望や基金における業務改善・電子化の推進の検討を踏まえて、必要性及び緊要度の高いものから、適切に優先順位付けを行った上で計画的に開発・改修等を行い、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組む。	(3) 情報システム管理業務 農業者年金記録管理システムについて、システム利用者からの改善要望や基金における業務改善・電子化の推進の検討を踏まえて、必要性及び緊要度の高いものから、適切に開発・改修等の優先順位付けを行います。 その上で、基金、システム改修業者及びCIO補佐官によるシステム定例会を毎月開催して、システムの計画的な開発・改修等を進め、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組みます。 また、2025年前後にレガシーシステム(I Tシステムの	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・農業者年金記録管理システムについて、受託機関及び基金における改善要望や業務の効率化の観点を踏まえ、必要性及び緊要度の高いものから優先順位を付け、システムの計画的な開発・改修等による利便性の向上に取り組んだか。	<主要な業務実績> ① 農業者年金記録管理システム（以下「システム」という。）の改修に当たっては、令和4年度からの制度改正に係るシステム改修を優先することとし、業務受託機関及び基金内の要望に対しては、業務効率化の観点を踏まえ、必要性及び緊急度の検討を行った。検討の結果、業務受託機関からの要望については、次年度以降に再検討することとし、それ以外の緊急性の高い改修案件について、計画的に改修等を行った。 また、令和4年6月15日にInternet Explorer11のサポート期限が到来することから、Microsoft EdgeのIE互換モードでのシステム稼働確認を行い、令和4年3月にシステムのトップページに操作マニュアルを掲載することにより、業務受託機関における諸手続の利便性の向上に取り組んだ。 ② システム定例会については、システム運用・保守業者及びCIO補佐官出席の下、毎月1回開催し、システム改修案件の確認のほか、システム上の課題等について情報共有や意見交換を行うなど、システムが安定的に稼働できるよう取り組んだ。 ③ 次期システムの更改については、現行システムの保守期限等を踏まえて検討を行い、次期システムの更改までのロードマップを作成した。今後は、ロードマップを適時適切に見直しながら対応していく。 ④ 現中期目標期間当初には想定していなかった令和4年に施行された年金制度改正に係るシステム改修については、改正から施行まで短期間であったが、既存システムが基本設計から10年以上経過してシステム構造が複雑化しているため、システム改修に相当の時間を要することが見込まれていた。一方、制度改正の施行日からの適切かつ円	<評定と根拠> 評定：a 農業者年金記録管理システムの改修等に当たっては、システム利用者（業務受託機関等）からの改善要望や基金における業務の効率化に資する内容を踏まえ、必要性及び緊急度の高いものから、計画的に改修等を行い、システムの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組んだ。さらに、Internet Explorer11のサポート期限到来の対応として、IE互換モードでの操作マニュアルをシステムトップページに掲載して業務受託機関における諸手続の利便性の向上に取り組んだ。 また、システム改修業者等との定例会を毎月開催し、システムが安定的に稼働できるよう取り組んだ。 さらに、次期システム更改については、現行システムの保守期限等を踏まえて検討を行い、次期システム更改までのロードマップを作成した。 加えて、現中期目標期間当初には想定していなかった令和4年に施行された年金制度改正に係るシステム改修は、システム構造が複雑化しているため相当の時間を要することが見込まれていたが、短期間で計画的かつ着実にを行い、サブシステムを開発して暫定運用を可能にし、制	<table><tr><th>評定</th><td>a</td></tr></table>	評定	a																																																						
						評定	a																																																							
今期中期目標及び中期計画で予定されていなかった年金制度改正による農業者年金記録管理システムの改修等に当たり、システム改修に相当の時間を要することが見込まれたところ、 ①制度改正の内容に応じた優先度によって、下限保険料の引下げ及び受給開始時期の選択をフェーズ1（令和4年4月リリース）として、加入可能年齢の引上げをフェーズ2（令和5年3月リリース）として改修工程を分割 ②フェーズ2のリリースまでの間は、サブシステムにより暫定的に運用 ③令和4年度に予定していたサーバーのリプレイスを1年延長し令和5年度とするなどの工程管理（※） 等の対応により、年金制度改正の施行までにシステムの運用が可能となった。 また、②のサブシステムの運用について、度重なる業務受託機関への説明・周知によって、業務受託機関における円滑かつ適切に運用できるように配慮した。 これらの取組を総合的に勘案し、自己評価の「a」評定が妥当であると認められる。																																																														

		老朽化・ブラックボックス化等)の対応が想定される中、現行システムの保守期限等を踏まえ、計画的に次期システム更改に向けた検討を行います。		滑な実施のため、早期のシステム改修が求められる中、業務運営に支障がないようにするニーズが高いと考えられる受給開始時期の拡大及び保険料納付下限額の引下げを優先度が高いものとしてフェーズ1（令和4年3月リリース）の改修とし、加入可能年齢の引上げをフェーズ2（令和5年3月リリース）に工程を分けるとともに、PJMO（情報管理課等）のプロジェクト管理等の体制を構築することで、令和5年3月までにシステム改修を完了する道筋を付けることができた。 また、システム改修が完了しない間においては、サブシステムを開発して暫定運用を行うこととし、度重なる業務受託機関への説明・周知を行うことで、令和4年の制度施行日から業務受託機関及び基金における適切かつ円滑な業務実施が可能となるよう措置した。	度施行後の業務を円滑に実施できるようにした。 これらのことから、a評価とした。 （評価区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	※法人に対するヒアリング等により確認。
--	--	---	--	---	--	---------------------

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 1－2	年金資産の安全かつ効率的な運用		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0 1 0 5

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
評価の対象となる指標	達成目標	基準値	30年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度		30年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
								予算額（千円）	101, 165	109, 534	103, 111	104, 895	
								決算額（千円）	101, 920	96, 634	100, 897	103, 536	
								経常費用（千円）	151, 190	6, 547, 636	2, 203, 073	2, 769, 630	
								経常利益（千円）	5, 925, 751	△4, 928, 266	24, 407, 340	4, 914, 594	
								行政コスト（千円）	△5, 824, 337	6, 566, 977	2, 203, 073	2, 769, 725	
								従事人員数	9. 00	9. 00	9. 00	9. 00	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																					
					業務実績	自己評価	評価																					
	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用			B	評価	B																				
	年金資産は、将来にわたって安定的に年金及び一時金を給付していくための大切な財源であり、その運用の成果が、個々の年金額や年金財政に直接影響を及ぼすものであることに留意し、年金資産を安全かつ効率的に運用することとし、以下の取組を行う。 (1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用 年金資産の管理・運用については、年金給付等準備金の運用に関する基本方針に定める政策アセットミックスによる分散投資を行うとともに、当該基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。	(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用 年金資産の管理・運用については、年金給付等準備金の運用に関する基本方針に定める政策アセットミックスによる分散投資を行うとともに、当該基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。 被保険者ポートフォリオの各資産がベンチマーク並の収益率を上げたとして得られる収益率（複合ベンチマーク）に相当する収益率が確保できるよう努力する。	(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用 年金資産の管理・運用については、年金給付等準備金の運用に関する基本方針に定める政策アセットミックス（年金資産の構成割合）による分散投資を行うとともに、当該基本方針に基づき安全かつ効率的に行います。 被保険者ポートフォリオの外部委託分については、原則として、各資産の収益率とその資産のベンチマーク収益率との乖離を一定の範囲内に納めるよう努力します。	<主な定量的指標> － <その他の指標> ・安全かつ効率的な管理・運用。 <評価の視点> ・年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、運用しているか。	<主要な業務実績> 主務大臣の認可を得て定めた安全かつ効率的に年金資産の運用・管理を行うための「年金給付等準備金運用の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、年金資産を、①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、基本方針に定めた全ての遵守事項を遵守しつつ、以下のとおりの運用を行った。 ① 被保険者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式による運用を行った。（令和4年3月末残高2,650億円（自家運用740億円、外部運用1,910億円））令和3年度における外部委託分の各資産の収益率とその資産のベンチマーク収益率は以下のとおりであった。 <table><tr><th></th><th>収益率（A）</th><th>ベンチマークの収益率（B）</th><th>乖離（A-B）</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>▲1.20</td><td>▲1.22</td><td>0.02</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>2.14</td><td>1.99</td><td>0.16</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>▲5.17</td><td>▲5.11</td><td>▲0.05</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>22.47</td><td>22.95</td><td>▲0.49</td></tr></table> ※四捨五入の関係で合計が合わない。 ② 受給権者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。 ・令和3年3月に農水省へ届出を行ったうえで、マイナス利回り債券の購入による年金財政への悪影響を抑えるため、暫定的措置とし		収益率（A）	ベンチマークの収益率（B）	乖離（A-B）	国内債券	▲1.20	▲1.22	0.02	国内株式	2.14	1.99	0.16	外国債券	▲5.17	▲5.11	▲0.05	外国株式	22.47	22.95	▲0.49	<評価と根拠> 評価：b 年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に運用を行った。 また、令和3年度においては、令和2年度に引き続き、被保険者ポートフォリオ及び受給権者ポートフォリオのそれぞれについて、基本方針に則り、採り得る最善の損失回避対策を適確に講じ、その結果、各ポートフォリオ合わせて0.1億円程度の損失(基金による推計)を回避することができた。 これらのことから、b 評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評価	b
	収益率（A）	ベンチマークの収益率（B）	乖離（A-B）																									
国内債券	▲1.20	▲1.22	0.02																									
国内株式	2.14	1.99	0.16																									
外国債券	▲5.17	▲5.11	▲0.05																									
外国株式	22.47	22.95	▲0.49																									

				て短期資産の活用を継続。これにより、マイナス利回りの債券を購入した場合と比べて、損失0.1億円を回避できたと考えられる。 ・年金財政へ寄与させるため、令和３年度内に償還を迎える国内債券を償還期日前の令和３年４月に売却。これにより、償還まで持ち切った場合と比べ、約73万円の利益を得た。 （令和４年３月末残高1,034億円（全額自家運用）） ③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。 （令和４年３月末残高129億円） ④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。 （令和４年３月末残高34億円）			
（２）資金運用委員会等によるモニタリング	（２）資金運用委員会等によるモニタリング	（２）資金運用委員会等によるモニタリング	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ・運用状況及び運用結果の評価・分析。	＜主要な業務実績＞ 外部の有識者で構成された資金運用委員会において、運用状況及び運用結果の評価分析等を行った。（令和３年６月21日） また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認した。 その結果、第１四半期については外国株式が乖離許容幅を超えたため、リバランスを行った。それ以外の四半期の資産構成割合は政策アセットミックスの乖離許容幅の範囲内に収まったため、リバランスを行わなかった。	＜評定と根拠＞ 評定：b 資金運用委員会において、運用状況及び運用結果の評価分析等を行った。 また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行った。 これらのことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評価	b
						自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	
（３）政策アセットミックスの検証・見直し	（３）政策アセットミックスの検証・見直し	（３）政策アセットミックスの検証・見直し	＜主な定量的指標＞ －	＜主要な業務実績＞ 令和３年６月21日に開催した令和３年度第１回資金運用委員会で年金資産の構成割合（政策アセットミックス）の検証をした結果、緊急に	＜評定と根拠＞ 評定：a 日本銀行による超低金利政策の長期	評価	a
超低金利環境の長期化や国内外の金融経済情勢が不透明な中、リスク低							

	政策アセットミックスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化に照らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	政策アセットミックスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化に照らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	最近の資産運用環境を踏まえ、資金運用委員会で政策アセットミックスの検証を行い、必要に応じて見直しを行います。	＜その他の指標＞ ・年金資産の構成割合の検証と必要に応じた見直し。 ＜評価の視点＞ ・資金運用委員会で年金資産の構成割合を検証し、必要に応じ見直しを行っているか。	見直す必要はないとの結論を得た。その上で、 ①現在の被保険者ポートフォリオの政策アセットミックスが効率的か否かは、米国の利上げ時期に大きく影響を受けること ②国内債券の代替としては外国債券が有効であること 等を確認し、保留していた政策アセットミックスの微調整は実施せず、次回の資金運用委員会において、米国の金融政策や市場動向を踏まえつつ、政策アセットミックス変更の実施可否等について議論することとし、事務局において検討を進めることについて了承された。 このことを受けて、新たな金融経済情勢を踏まえた金融シナリオを複数用いてシミュレーションを行った結果、国内においては超低金利政策の長期化が見込まれるなか、現在の国内債券を中心とした政策アセットミックスでは期待リターンが低下する恐れがあることに加えて、第1回資金運用委員会の検証結果同様、国内債券の保有割合の引下げ及び為替ヘッジ有り外国債券の保有割合の引上げにより運用の効率性の改善が確認されたことから、令和4年2月18日に開催した第2回資金運用委員会で被保険者ポートフォリオにおける政策アセットミックスの変更について下表のとおり変更することが了承された。その後、農林水産大臣から「年金給付等準備金の運用に関する基本方針」の変更認可を受け、同年4月からオペレーションを開始することとした。 ○政策アセットミックスの変更ポイント <table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td></tr><tr><td>変更前</td><td>7 1 %</td><td>1 2 %</td><td>5 %</td><td>1 2 %</td></tr><tr><td>変更後</td><td>5 6 %</td><td>1 2 %</td><td>2 0 %</td><td>1 2 %</td></tr><tr><td>差引</td><td>▲ 1 5 %</td><td>変更なし</td><td>+ 1 5 %</td><td>変更なし</td></tr></table>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	変更前	7 1 %	1 2 %	5 %	1 2 %	変更後	5 6 %	1 2 %	2 0 %	1 2 %	差引	▲ 1 5 %	変更なし	+ 1 5 %	変更なし	化が見込まれるなか、国内債券が約7割（71%）を占める現在の政策アセットミックスを維持する場合には中長期的な期待リターンの低下が見込まれること、また、令和2年度に実施した資金運用に関する加入者向けアンケート調査の結果、半数近く（48.1%）の加入者がリスクの抑制を期待していることが確認されたことから、今般の政策アセットミックスの変更については、こうした加入者の意向等を踏まえて抜本的な見直しを行うことにより、期待リターンは変更前と同水準を確保しつつリスクの低減が図られることで運用の効率性を高めたことから、a評価とした。 （評価区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	<table><tr><td>評価</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。</td></tr></table>	評価	b	自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。	
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																											
変更前	7 1 %	1 2 %	5 %	1 2 %																											
変更後	5 6 %	1 2 %	2 0 %	1 2 %																											
差引	▲ 1 5 %	変更なし	+ 1 5 %	変更なし																											
評価	b																														
自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。																															
（4）運用の透明性の確保 年金資産の運用状況等については、四半期ごとに公表するとともに、各年度末時点における被保険者等に係る運用結果について、当該被保険者等に対し、翌年度6月末日ま	（4）運用の透明性の確保 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公表するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の	（4）運用の透明性の確保 年金資産の構成割合、運用成績等については、6月、8月、11月及び2月までにホームページで情報を公表するとともに、加入者に対して、6月末日までに令和元年度末現在で評価	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ・年金資産の構成割合、運用成績等の公表。 ・加入者に対する運用結果の通知。 ・年金給付等準備金の運用に関する基本方針の公表。 ・外部運用を委託する	＜主要な業務実績＞ ① 令和2年度、令和3年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の年金資産の構成割合、運用成績等について、それぞれ令和3年6月25日、8月11日、11月16日及び令和4年2月15日にホームページで公表した。 また、全ての加入者及び待期者に対して、その者に係る令和2年度末現在の保険料納付額及びその運用収入等の額を令和3年6月25日付けで通知するとともに、通知の趣旨等について、ホームページに掲載した。 ② 年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託	＜評価と根拠＞ 評価：b 年金資産の構成割合、運用成績等についてホームページで公表するとともに、加入者に対して、運用結果を通知した。 また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称を基金ホームページで公表していることから、b評価とした。																										

	でに通知する。 また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称を公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図る。	加入者に係る運用結果を通知する。 また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称をホームページで公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図る。	した個々の加入者に係る運用結果を通知します。 また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称をホームページで公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図ります。	運用受託機関名の公表。 ・資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容の公表 ＜評価の視点＞ ・年金資産の構成割合、運用成績等について計画どおり公表しているか。 ・加入者に対し、計画どおり運用結果を通知しているか。 ・年金給付等準備金の運用に関する基本方針を公表しているか。 ・外部運用を委託する運用受託機関名を公表し、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表しているか。	機関の名称をホームページで公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図った。	(評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する				
(5) スチュワードシップ活動の実施 被保険者等の中長期的な投資リターンの拡大に資するよう、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その活動状況について、毎年度、公表する。	(5) スチュワードシップ活動の実施 被保険者等の中長期的な投資リターンの拡大に資するよう、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その活動状況及び株主議決権行使の結果等について、毎年度、ホームページで公表する。	(5) スチュワードシップ活動の実施 被保険者等の中長期的な投資リターンの拡大に資するよう、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その活動状況及び株主議決権行使の結果等をホームページで公表します。	＜主な定量的指標＞ ー ＜その他の指標＞ ・スチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、情報の公開を行う。 ＜評価の視点＞ ・スチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、情報の公開を行っているか。	＜主要な業務実績＞ 令和3年5月14日に開催した経営管理会議で、ESG投資に係る当面の対応として現行の運用の基本方針の範囲内で、被保険者ポートフォリオの自家運用に係る国内債券において、ESG債の購入を進めるとともに投資表明を行うことが了承された。 これを受けて、「被保険者ポートフォリオにおける自家運用に係る国内債券の購入基準」を改正の上、令和3年5月28日及び令和4年1月31日に発行市場でESG債の購入を行い、それぞれ投資表明を行った。 また、令和2年9月に再改定した「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、スチュワードシップ活動を実施し、令和2年7月～令和3年6月までの実施状況を令和3年11月16日にホームページで公表した。	＜評定と根拠＞ 評定： a 運用受託機関を通じて、スチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その活動状況及び株主議決権行使の結果を基金ホームページで公表した。 また、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」（令和2年9月16日一部改定）において、基金は、「アセットオーナー」としてスチュワードシップ責任を果たすため、運用受託機関を通じて投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す活動を行う際にはESGについても考慮することとしており、ESG債（鉄道建設・運輸施設整備支援機構債及び東日本高速道路株式会社債）の購入及び投資表明は、持続可能な開発目標（SDGs）	<table><tr><td>評定</td><td>a</td></tr><tr><td colspan="2">「被保険者ポートフォリオにおける自家運用に係る国内債券の購入基準」を改正の上、ESG債の購入及び投資表明が行われた。 SDGsや環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、ESG投資を通じて、SDGs達成への貢献に向けて対応したため、自己評価の「a」評定が妥当であると認められる。</td></tr></table>	評定	a	「被保険者ポートフォリオにおける自家運用に係る国内債券の購入基準」を改正の上、ESG債の購入及び投資表明が行われた。 SDGsや環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、ESG投資を通じて、SDGs達成への貢献に向けて対応したため、自己評価の「a」評定が妥当であると認められる。	
評定	a									
「被保険者ポートフォリオにおける自家運用に係る国内債券の購入基準」を改正の上、ESG債の購入及び投資表明が行われた。 SDGsや環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、ESG投資を通じて、SDGs達成への貢献に向けて対応したため、自己評価の「a」評定が妥当であると認められる。										

					を踏まえて農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」において具体的な取組例とされているモーダルシフトにも合致したものである。 これらのことから、a評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
--	--	--	--	--	---	--

様式１－１－４－１ 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第１－３	農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：０１０５

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間最終年度値等	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
20歳から39歳の 基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合	最終年度までに25%	20.1%	（目標21.0%） 21.2%	（目標22.0%） 21.8%	（目標23.0%） 22.2%	（目標24.0%） 22.1%		予算額（千円）	588,690	669,780	656,750	741,201	
	前年度より1ポイント増加		1.1ポイント増加 (21.2%－20.1%)	0.6ポイント増加 (21.8%－21.2%)	0.4ポイント増加 (22.2%－21.8%)	0.1ポイント減少 (22.1%－22.2%)		決算額（千円）	583,502	662,545	644,938	736,294	
女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合	最終年度までに17%	9.3%	（目標10.4%） 10.5%	（目標12.5%） 12.7%	（目標14.1%） 14.9%	（目標15.7%） 17.9%		経常費用（千円）	583,577	660,864	644,363	736,525	
	前年度より1.6ポイント増加		1.2ポイント増加 (10.5%－9.3%)	2.2ポイント増加 (12.7%－10.5%)	2.2ポイント増加 (14.9%－12.7%)	3.0ポイント増加 (17.9%－14.9%)		経常利益（千円）	13,439	7,237	21,785	14,401	
								行政コスト（千円）	575,326	668,048	644,363	736,556	
								従事人員数	5.96	5.96	5.96	5.96	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																	
					業務実績	自己評価																		
	3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実			B	評価	B																
							5つの小項目のうち、2項目がa評価、3項目がb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※3点(a)×1/10×2項目+2点(b)×5/10+2点(b)×2/10+2点(b)×1/10＝2.2点 1.5点以上2.5点未満：B																	
	農業者年金制度の普及に当たっては、今後の農業を支える青年層や女性等に本制度の特色が広く理解されることにより、本制度への加入が進み、その就農や農業への定着等が期待されることから、青年層の農業就業者の増加や女性農業者が活躍できる環境の整備といった、基本計画の施策の方向性に沿って推進することとし、以下の目標達成に向けて取り組むこととする。 (1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大 我が国の経済社会や農業・農村の構造変化が進み、次世代の農業を担っていこうとする者を確保すること	(1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大 新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するため、政策支援の対象となり得る若い農業者に重点を置いた普及推進を図り、20歳から39歳までの基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を、令和4年度末までに同割合を25%に拡大する。	(1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大 20歳から39歳までの基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を令和4年度末までに25%に拡大することを目指し、令和3年度末までに同割合を令和2年度末から1ポイント増加させるか、又は24%に拡大します。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・20歳から39歳までの基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を令和4年度末までに25%に拡大することを目指し、令和3年度末までに同割合を令和2年度末から1ポイント増加させるか、又は23%に拡大したか。	＜主要な業務実績＞ 令和3年度における20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者(推計)に対する同年齢層の被保険者数の割合(以下「若い被保険者割合」という。)は、22.1%(推計)となり、令和3年度計画の目標(24%)を1.9ポイント下回った。 令和3年度計画の目標(24%)を下回った主要要因は、令和3年度は令和2年度を大きく上回る新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、緊急事態宣言等の発出が長期化し、感染症対策が一層強化される中で、加入推進に向けた各種の研修活動や戸別訪問を中心とする加入推進活動そのものがより大きく制約されたことによる。 農業者の高齢化や減少が進む中で、新型コロナ感染対策を徹底しつつ、後述の加入推進活動を実施した結果、若い農業者の新規加入者は前年度並(対前年90.8%)を達成することができた。 【新型コロナウイルス感染症の状況】 <table><tr><td></td><td>新規感染者数</td><td>緊急事態宣言等発出期間(※)</td><td>若い農業者の新規加入者</td></tr><tr><td>令和3年度(①)</td><td>5,857,843人</td><td>251日</td><td>1,434人</td></tr><tr><td>令和2年度(②)</td><td>470,812人</td><td>122日</td><td>1,580人</td></tr><tr><td>割合(①／②)</td><td>1,244.2%</td><td>205.7%</td><td>90.8%</td></tr></table> ※緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が連続していずれかの地域で発出されている一連の期間の合計		新規感染者数	緊急事態宣言等発出期間(※)	若い農業者の新規加入者	令和3年度(①)	5,857,843人	251日	1,434人	令和2年度(②)	470,812人	122日	1,580人	割合(①／②)	1,244.2%	205.7%	90.8%	＜評価と根拠＞ 評価：b 若い被保険者割合は、令和3年度計画の目標(24%)を1.9ポイント下回り22.1%となったことから、c評価相当であるが、コロナ禍の下、加入推進活動を自粛せざるを得ないという未曾有の外部要因が影響している。 特に、令和3年度には、新規感染者数が大幅に増加したため、緊急事態宣言等が長期に及ぶなど感染症対策が一層強化されたことから、加入推進活動に対する制約は更に厳しいものとなった。 こうした中、20歳から39歳までの基幹的農業従事者数は、平成29年度に対して令和3年度は80.5%(推計)まで減少しているが、新型コロナ感染症対策を徹底しつつ、加入推進を行った結果、新規加入者数は前年度並を確保し、被保険者数は、88.3%の減少に止まっていることを踏まえて、b評価とした。 (評価区分) s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度合が120%以上 b：数値の達成度合が100%以上120%未満	評価	b
							新規感染者数	緊急事態宣言等発出期間(※)	若い農業者の新規加入者															
令和3年度(①)	5,857,843人	251日	1,434人																					
令和2年度(②)	470,812人	122日	1,580人																					
割合(①／②)	1,244.2%	205.7%	90.8%																					
若い基幹的農業従事者(20～39歳)に対する被保険者の割合は、22.1%となり、目標値24%に達しておらず、「c」評価が相当であるが、長期にわたり新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響等(※1)により加入推進活動が制約された中、制度改正(下限保険料の引き下げ(※2))についてWeb等を活用した業務受託機関への周知やSNS等を活用した普及啓発等によって加入推進に努めたことを考慮し、自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。 ※1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令：令和3年4月～9月、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示：翌年1月～3月 ※2 35歳未満であって、政策支援の対象にならない者の下限保険料を2万円から1万円に引き下げ(令和4年1月1日施行)。 〈課 題〉 令和4年度において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応しながら、より一層業務受託機関と活動方針の共有等を図り、活動内容に工夫を加えながら、戦略的かつ効率的に取り組まれない。																								

が農政上の喫緊の課題となっているため、新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するよう、政策支援の対象となり得る若い農業者に重点を置いた普及推進を図り、その加入の拡大を目指す。				【20歳から39歳までの基幹的農業従事者と被保険者数の減少状況（平成29年度を1とした場合の割合）】 <table><tr><td></td><td>基幹的農業従事者</td><td>被保険者</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>100%</td><td>100%</td></tr><tr><td>平成30年度</td><td>93.9%</td><td>98.7%</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>88.2%</td><td>95.7%</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>84.3%</td><td>93.0%</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>80.5%</td><td>88.3%</td></tr></table> ※ 令和元～3年度の基幹的農業従事者の割合は推計値		基幹的農業従事者	被保険者	平成29年度	100%	100%	平成30年度	93.9%	98.7%	令和元年度	88.2%	95.7%	令和2年度	84.3%	93.0%	令和3年度	80.5%	88.3%	c：数値の達成度合が80%以上100%未満 d：数値の達成度合が80%未満	
		基幹的農業従事者	被保険者																					
平成29年度	100%	100%																						
平成30年度	93.9%	98.7%																						
令和元年度	88.2%	95.7%																						
令和2年度	84.3%	93.0%																						
令和3年度	80.5%	88.3%																						
(2) 女性農業者の加入の拡大 女性農業者は農業就業者の4割を占め、女性が参画している農業経営体ほど販売金額が大きく、経営の多角化に取り組む傾向が強いなど、地域農業の振興や農業経営の発展等に重要な役割を担っている。 他方、農村社会ではいまだ指導的地位や経営主の多数を男性が占めるような状況にあることから、男女ともに意識改革を図りながら、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める必要がある。 このため、女性農業者が、老後生	(2) 女性農業者の加入の拡大 女性農業者が、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に関与できることとなるよう、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を、年1.6ポイント増加させるか、又は平成34年度末までに同割合を17%に拡大する。	(2) 女性農業者の加入の拡大 女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を令和4年度までに17%に拡大することを目指し、令和3年度末までに同割合を令和2年度末から1.6ポイント増加させるか、又は15.7%に拡大します。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合が令和4年度末までに17%に拡大することを目指し、令和3年度末までに同割合を令和2年度末から1.6ポイント増加させるか、又は14.1%に拡大したか。	＜主要な業務実績＞ 令和3年度末における女性の基幹的農業従事者(推計)に対する被保険者数の割合（以下「女性被保険者割合」という。）は、17.9%(推計)となり、令和3年度計画の目標（15.7%）を2.2ポイント上回るとともに、令和3年度末の同割合（17.9%）は、令和2年度末（14.9%）から3.0ポイント増加となり、令和3年度計画の目標（1.6ポイント増加）を1.4ポイント上回った。	＜評定と根拠＞ 評定：a 令和3年度における女性被保険者割合は、令和3年度計画の目標(15.7%)を3.0ポイント上回るとともに、令和2年度末（14.9%）を1.6ポイント増加させる目標を1.4ポイント上回り、中期計画の目標(17%)を1年早く達成したところである。 また、コロナ禍にあって、加入推進活動が制約される中、目標を達成したことからa評定とした。 (評定区分) s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度合が120%以上 b：数値の達成度合が100%以上120%未満 c：数値の達成度合が80%以上100%未満 d：数値の達成度合が80%未満	評定	a																	
						法人からのヒアリング等により、農業経営の重要な担い手であるとともに、平均余命の長い女性農業者の老後生活の安定のため、これまでの女性農業委員等における加入推進活動の強化による効果や女性農業者の集い（JA女性組織や生活改善の会等）を活用した普及啓発の働きかけなどにより、女性農業者の加入実績は目標値（対前年1.6ポイント増）を大きく上回り（同2.6ポイント増の17.5%(注)）、中期計画の令和4年度目標(17%)を1年早いペースで達成したことから、自己評価の「a」評定が妥当であると認められる。 (注) 令和4年6月28日に公表された令和4年農業構造動態調査結果を受けて、実績値を改めて算出した結果であり、法人における自己評価の実績値と異なる。																		

	活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に関与できることとなるよう、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、その加入の拡大を目指す。							
	(3) 加入推進活動の実施 (1) 及び (2) に掲げた目標を達成するには、基金及び業務受託機関が認識を共有し、一丸となって、戦略的に加入推進活動に取り組む必要がある。 このため、基金は、加入促進の取組に関する方針を定め、その内容を業務受託機関に周知徹底するとともに、都道府県毎に新規加入者に関する目標を設定し、当該目標の達成を目指して加入推進活動を行う。	(3) 加入推進活動の実施 上記 (1) 及び (2) の目標達成に向け、毎年度、若い農業者や女性農業者に重点的に加入を勧めることなどを内容とする加入推進の取組に関する方針を作成し、業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図るとともに、加入推進活動のリーダーを対象とする研修会を開催する。 また、都道府県毎に新規加入者に関する目標を設定し、その進捗管理を行い、達成状況が低調な都道府県に対して市町村での巡回意見交換などの特別活動を実施する。	(3) 加入推進活動の実施 上記 (1) 及び (2) の目標達成に向け、以下の活動を行います。 ア 「令和3年度における農業者年金の加入推進の取組方針」を作成し、若い農業者、女性農業者に重点的に加入を勧めることを明確にします。 また、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図ります。 イ 加入推進活動のリーダーとなる農業委員や農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者を対象とする「加入推進特別研修会」を開催し、制度についての	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・都道府県別新規加入者に関する目標の達成状況。 ・加入実績が低調な地域の活動の活性化による地域間の活動格差の縮小（新規加入実績の前年度比が他の地域の平均以上となっているか）。 ア 「令和3年度における農業者年金の加入推進の取組方針」を作成し、若い農業者、女性農業者に重点的に加入を勧めることを明確にしたか。 また、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図ったか。 イ 加入推進活動の	＜主要な業務実績＞ ア 新規就農者を含む若い農業者や女性農業者を加入推進の重点的な対象とし、市町村段階、都道府県段階及び全国段階の業務受託機関における加入推進に向けた取組等を明確にした「令和3年度における農業者年金加入推進の取組方針」を作成し、令和3年4月1日付けで各業務受託機関に発出した。 また、年度当初の業務受託機関の担当者会議等については、例年、東京に一堂に会して開催しているところ、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等が発出されている状況を踏まえ、3ブロックに分けてWeb方式により開催（5月18日、20日、25日）し、また、コロナ禍で対応が制約される中で、制度改正に対応し、業務受託機関内への周知を徹底した。若い農業者や女性農業者を重点とした加入推進、各都道府県・市町村毎の目標を設定した加入推進活動計画の策定など取組方針の周知・徹底を図った。 当該会議等では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、路線バスの車体広告の掲載やデジタルサイネージによる広告、ラジオ放送やSNSの活用などコロナ禍でも対応可能な取組事例の紹介を行う等、例年に比べ取組が困難な中でも、着実に加入推進が図られるよう対応した。 さらに、令和4年に施行される制度改正（現中期目標期間当初に予定無し）に向けて、主務省と調整しつつ、理事長通知等の改正や手引き・パンフレット等の説明資料の作成等を行い、担当者会議のほか、コロナ禍において、3ブロックに分けてWeb方式により「農業者年金制度改正説明会」を開催（9月3日、6日、7日）するとともに、ブロック会議の場やメール、ホームページ等で周知する等対応した。 イ 加入推進活動のリーダーとなる農業委員や農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者を対象として、例年6月から9月頃に全国各地で都道府県段階の業務受託機関と基金との共催により開催される加入推進特別研修会等の研修会については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、Web方式も活用しつつ、日程調整を図りながら工夫して開催（6月から11月の間で、現地開催	＜評定と根拠＞ 評定：b 以下のとおり、コロナ禍にあつて、工夫して取組方針等の周知や各種研修会を着実に進めたことに加え、取組をより強化するため取組方針を適宜改定して周知するとともに、令和3年の農業者年金制度改正を機に加入推進を強化すべくパンフレット等の作成のほか、5分冊からなる手引き等を大幅改訂するなどの取組を進めたところである。 ア 市町村・都道府県・全国の各段階の業務受託機関により、若い農業者や女性農業者を重点的に加入推進を図ることを明確にした取組方針を作成し、前年度以上に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、工夫しながら業務受託機関に対する担当者会議等を開催して取組方針を説明し、周知徹底に取り組んだ。また、コロナ禍で対応が制約される中、制度改正にも対応して理事長通知の改正等を円滑に行いつつ受託機関への周知徹底を図った。 イ 「加入推進特別研修会」については、前年度以上に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大の影響する中、We bを活用するなど工夫しながら着実に研修会を実施し、制度改正の内容を	評定	b
							自己評価の「b」評定が妥当と認められる。	

		理解の増進を図るとともに、加入推進活動の活発化を図ります。 ウ 都道府県間の加入推進目標の達成状況の格差の縮小を図るため、令和２年度における目標の達成状況が一定水準以下の都道府県を重点都道府県に、また、その中で目標の達成状況がさらに低調な都道府県を特別重点都道府県として指定し、特別活動を実施します。	リーダーとなる農業委員や農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者を対象とする「加入推進特別研修会」を開催し、制度についての理解の増進を図るとともに、加入推進活動の活発化を図ったか。 ウ 都道府県間の加入推進目標の達成状況の格差の縮小を図るため、令和２年度における目標の達成状況が一定水準以下の都道府県を重点都道府県に、また、その中で目標の達成状況がさらに低調な都道府県を特別重点都道府県として指定し、特別活動を実施したか。	21カ所、Web形成での開催27カ所）し、令和４年に施行される制度改正の内容を含めた農業者年金制度の理解の増進や加入推進活動計画に基づいた取組の推進を図った。 ウ 令和３年度は、重点県として11県を指定した。基金から全国の各都道府県業務受託機関に対して、市町村別データを提供するとともに、重点県については、当該市町村別データを基にして、重点市町村・JAの登録を行わせた。当該重点市町村・JAに対しては、多くの県で10月から12月を加入推進強化月間に指定している一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により対応が制限される状況を踏まえ、11月に加入推進ポスターを配布して、窓口や相談ブース等に貼って、広く周知活動を行うよう指導した。また、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の解除の間においては、11月、12月に千葉県及び岩手県からの巡回意見交換会の要請を受け、市町村・JAにおいて意見交換会を開催するなど、加入推進に資するよう取り組んだ。 特別重点県としては、２県を指定し、基金、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、特別重点県の業務受託機関による５者協議を開催（１県は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえてWeb方式）し、当該各県の特別活動計画について協議し策定させ、当該計画を踏まえた加入推進を指導した。	含めた制度の理解増進や加入推進活動の推進に取り組んだ。 ウ 都道府県間の加入推進目標の達成状況に係る格差縮小に向けて、重点都府県及び特別重点県を指定するとともに、当該県の重点市町村・JAを登録させ、加入推進強化月間を設けての周知活動や特別活動計画を策定等を指導するなど、前年度以上に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し制限を受ける中で、可能な限りの対応を図り、加入推進の取組を推進した。 これらのことから、b評価とした。 （評価区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
	（４）加入推進活動の効果検証 効果的な加入推進を図る観点から、毎年度、新規加入者へのアンケート調査等により、加入推進の取組の効果を検証する。	（４）加入推進活動の効果検証 効果的な加入推進を図る観点から、新規加入者へのアンケート調査、業務受託機関の活動実績把握、優良事例の調査等により必要なデータ・情報の収集・分析を行い、加入推進の取組の効果を	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・効果的な加入推進を図る観点から、新規加入者へのアンケート調査、業務受託機関の活動実績把握、優良事例の調査等に	＜主要な業務実績＞ ア 新規加入者アンケート調査を実施した結果、 ・加入の決め手については、新型コロナウイルス感染症の影響で、戸別訪問が率先して行えない状況の中、従前、最も割合が高かった戸別訪問よりも、家族からの勧めの割合が高く、加入の決め手のトップとなっていること、 ・制度を知っていて加入しなかった理由としては、加入に必要な詳しい説明を聞く機会がなかったことが最も多く、次いで「保険料の負担が大きかった」、「年齢的にまだ加入しなくても良い思っていた」などの状況等を把握した。 イ 業務受託機関の活動実績や優良事例調査等を実施した結果を検証したところ、 ・戸別訪問等の活動をしっかり行っているところほど加入実績が上が	＜評価と根拠＞ 評価：b 新規加入者アンケート調査の結果や業務受託機関の活動実績、優良事例調査等を検証するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響の検証結果や取組事例を経て、業務受託機関に提示して協議し、より効率的な取組の推進に努めたことから、b評価とした。 （評価区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある	評価 b 自己評価の「b」評価が妥当と認められる。	

			検証します。 また、これらの検証結果を踏まえ、業務受託機関と協議しつつ、より効果的な取組となるよう必要な検討を行います。	より必要なデータ・情報の収集・分析を行い、加入推進の取組の効果を検証したか。 また、これらの検証結果を踏まえ、業務受託機関と協議しつつ、より効果的な取組となるよう必要な検討を行ったか。	っていること ・女性の加入推進部長の割合が多い府県ほど戸別訪問時間が多い傾向にあること ・加入実績の上がっている業務受託機関は、戸別訪問や戸別訪問に向けた対策会議を全国平均よりもより多く実施していること 等を定量的に把握した。 ウ 新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、令和２年度の新規加入者数の実績を月別に見ると、緊急事態宣言が発出されていない時期は平年を上回っていたが、さらに感染が拡大した令和３年度は、６月頃までは前年度を上回ったものの平年を下回り、さらに感染が拡大した７月以降は、ほぼ前年度も下回る状況となった。一方、こうした中、コロナ禍でも対応可能な取組として、路線バスの車体広告の掲載やデジタルサイネージによる広告、ラジオ放送やSNSによる取組など工夫して対応している業務受託機関がみられた。 こうした検証結果や取組事例については、随時ブロック会議等の場を活用して、都道府県段階の業務受託機関に提示して、取組の徹底と改善に向けて協議を行い、新型コロナウイルス感染症対策を徹底つつ、戸別訪問取組の強化を図ることとした。コロナ禍でも対応可能な工夫した取組を推進するよう都道府県段階の業務受託機関を通じて市町村段階の業務受託機関に要請する等取組を推進した。	a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する										
(４) ホームページ等による情報の提供 ホームページやメールマガジン等を活用し、農業者年金制度の内容、基金の運営状況、事業の実施状況等に関する分かりやすい資料を掲載し、制度や基金の活動等について広範な情報提供を行い、国民の理解の増進を図る。 なお、ホームページは、制度の内容や基金の活動状況を広く周知する有効な手法の一つであることから、	(５) ホームページ等による情報の提供 農業者に制度の仕組み等を周知するため、パンフレットや対象者毎のリーフレット等を作成し、農業者が集まる機会等を活用して情報提供に努めるとともに、ホームページやメールマガジン等を活用し、制度や基金の活動等について広範な情報提供を行う。 なお、ホームページについては、国民が必要な情報に速やかにアクセ	(５) ホームページ等による情報の提供 ア 農業者に制度の仕組み・特徴等を周知するため、パンフレットや若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレットを作成し、農業者が集まる機会等を活用し、説明・配布等を実施するとともに、加入者・受給者の声、青年リーダーの声等必要となる情報とともにホームページでも情報提供し	＜主な定量的指標＞ ー ＜その他の指標＞ ・民間企業が中央省庁・独法等を対象に毎年度実施しているウェブサイトクオリティ実態調査。 ＜評価の視点＞ ア 農業者に制度の仕組み・特徴等を周知するため、パンフレットや若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレットを作成し、農業者が集まる機会等を活用し、説明・配布等を実施するとともに、	＜主要な業務実績＞ ア 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレットや、若い農業者向け（政策支援内容等を説明したもの）、女性農業者向け（夫婦での加入の重要性等を説明したもの）、40歳超の農業者向け（保険料が全額社会保険料控除の対象となること等を説明したもの）のリーフレット、加入推進強化月間の掲示用ポスターを作成して、ホームページに掲載するとともに業務受託機関に提供し、新規就農者が集まる機会、農業協同組合の青年部組織の会合、就農フェア等の新規就農希望者が集まる機会等を活用しての配布・説明等による働きかけを推進した。 さらに、令和４年から施行される制度改正（現中期目標期間当初に予定無し）に向けて、理事長通知や手引き、パンフレットの作成、若い農業者向け等リーフレットの改訂等を行い、提供可能なものから随時業務受託機関にホームページ等により提供した。 また、加入者・受給者の声の紹介、JA青年部のリーダーや農業委員会組織の女性リーダーと理事長との農業者年金の魅力についての対談記事、加入推進用資材等の情報をホームページに掲載した。 さらに、農業者向けWebサイト「マイナビ農業」に農業者年金のPR記事を掲載するとともに、農林水産省が設置・配信している「経営局フェイスブック」、青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」、「農業担い手メールマガジン」、「農業女子プロジェクトメールマガジン」	＜評定と根拠＞ 評定：a ア 若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレット等を作成し、新規就農者が集まる機会等を活用した情報提供、加入者・受給権者の声の紹介、幅広くWebサイト等を活用しての若い農業者や女性農業者等への情報発信を行った。 さらに、制度改正に向けて、理事長通知や手引き、パンフレット等を作成し、可能なものから随時、ホームページ等により提供した。 イ ホームページについて、セキュリティ、アクセスしやすさ及び使いやすさの維持・向上について努めた。 ウ 若い農業者や女性農業者等を支援する全国・都道府県等の各段階の機関・団体と連携して、制度のPRの機	<table><tr><th>評定</th><th>a</th></tr><tr><td colspan="2">今期中期目標及び中期計画で予定され ていなかった年金制度改正に伴い、当該 年金制度改正の施行までに理事長通知の 改正、農業者年金業務の手引きの改訂、 パンフレットの作成及び若い農業者向け 等リーフレットの改訂等を行い、業務受 託機関への周知及び農業者への情報提供 が行われた。</td></tr><tr><td colspan="2">特に、農業者年金業務の手引き（※） は、業務受託機関における農業者からの 相談や届出等の審査等を適切に行う上で 必要不可欠なものであり、制度改正の施 行までに改定したことは、業務受託機関 における適切かつ円滑な業務等の実施に 寄与した。</td></tr><tr><td colspan="2">これらを総合的に勘案し、自己評価の 「a」評定が妥当と認められる。</td></tr><tr><td colspan="2">※ 農業者年金の手引きの改定は、「制度 の解説」及び「業務の流れ、様式及び 記入例」、「Q＆A」の３分冊で行われ、</td></tr></table>	評定	a	今期中期目標及び中期計画で予定され ていなかった年金制度改正に伴い、当該 年金制度改正の施行までに理事長通知の 改正、農業者年金業務の手引きの改訂、 パンフレットの作成及び若い農業者向け 等リーフレットの改訂等を行い、業務受 託機関への周知及び農業者への情報提供 が行われた。		特に、農業者年金業務の手引き（※） は、業務受託機関における農業者からの 相談や届出等の審査等を適切に行う上で 必要不可欠なものであり、制度改正の施 行までに改定したことは、業務受託機関 における適切かつ円滑な業務等の実施に 寄与した。		これらを総合的に勘案し、自己評価の 「a」評定が妥当と認められる。		※ 農業者年金の手引きの改定は、「制度 の解説」及び「業務の流れ、様式及び 記入例」、「Q＆A」の３分冊で行われ、	
評定	a															
今期中期目標及び中期計画で予定され ていなかった年金制度改正に伴い、当該 年金制度改正の施行までに理事長通知の 改正、農業者年金業務の手引きの改訂、 パンフレットの作成及び若い農業者向け 等リーフレットの改訂等を行い、業務受 託機関への周知及び農業者への情報提供 が行われた。																
特に、農業者年金業務の手引き（※） は、業務受託機関における農業者からの 相談や届出等の審査等を適切に行う上で 必要不可欠なものであり、制度改正の施 行までに改定したことは、業務受託機関 における適切かつ円滑な業務等の実施に 寄与した。																
これらを総合的に勘案し、自己評価の 「a」評定が妥当と認められる。																
※ 農業者年金の手引きの改定は、「制度 の解説」及び「業務の流れ、様式及び 記入例」、「Q＆A」の３分冊で行われ、																

	国民が必要な情報に速やかにアクセスできるよう、その構成・閲覧環境等の改善に取り組む。 また、新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等との連携を図り、これらの者が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。	スできるよう、定期的に構成・閲覧環境等の要改善点を確認し、その改善に取り組む。 また、新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等と情報交換を行う場を設ける等連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会やイベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。	ます。 また、若い農業者や女性農業者を対象とするメールマガジンを活用し、農業者年金制度のPR記事を掲載する等によって情報提供します。 イ ホームページについては、国民が必要な情報に速やかにアクセスできるよう、構成・閲覧環境等の要改善点を確認し、その改善に取り組みます。 ウ 新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等と情報交換を行う場を設ける等連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会やイベント等において、制度のPRを行う機会を増やし、制度の周知に努めます。	加入者・受給者の声、青年リーダーの声等必要となる情報とともにホームページでも情報提供したか。 また、若い農業者や女性農業者を対象とするメールマガジンを活用し、農業者年金制度のPR記事を掲載する等によって情報提供したか。 イ リーフレットの作成・提供、ホームページでの情報発信を行ったか。 ホームページについて、国民が速やかにアクセスできるよう、構成・閲覧環境等の改善に取り組んだか。 制度のPR行う機会を増やし、制度の周知を行ったか。 ウ 新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等と情報交換を行う場を設ける等連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会やイベント等において、制度のPRを行う機会を増やし、制度の周知に努めたか。	に加え、新たに「MAFFアプリ」を活用し、青年新規就農者・認定農業者や女性農業者等に向けた農業者年金に関する情報発信を積極的に行った。 イ ホームページについては、セキュリティの維持・向上に努めた結果、請負業者によるWebの脆弱性診断において、「セキュリティ面での安全性は高いと考えられる」との評価を受けた。また、アクセシビリティ・ユーザビリティの点では、民間企業が中央省庁・独立行政法人等を対象に毎年度実施しているウェブサイトクオリティ実態調査において、昨年度同様Dランクを維持した。 (調査対象法人87法人中、D：7法人、E以下：80法人) ウ 全国段階の業務受託機関と連携して、 ・女性農業委員及び女性農業者を対象とする加入推進研修会をWeb方式で開催し、加入推進の事例報告、ファイナンシャルプランナーからの講話 ・Web方式により開催されたJA全国女性大会において、農業者年金を案内する資料の紹介 ・JA全国青年大会においては、チラシを活用した農業者年金の紹介等の取組を推進した。 また、都道府県段階の業務受託機関と連携して、新規就農者や女性農業者等に対して、リーフレットの配布・説明等を通じた働きかけを推進した。 さらに、農業委員会とJAとの連携強化を促す観点から、農業委員会とJAが共有する「加入推進名簿」の作成事例の紹介や、加入推進の優良取組事例等の情報収集・提供を図るなど制度の周知に努めた。	会を増やし、制度の周知に努めた。 これらのことから、a評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	総ページ数は1,357ページ。
--	--	--	---	--	--	--	------------------------

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第 2－1		業務改善の推進		
当該項目の重要度、難易度		－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0105

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			B	評価	B
							5つの中項目のうち、1項目がA評価、4項目がB評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウエイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※3点(A)×1/5+2点(B)×1/5×4項目=2.2点 1.5点以上2.5点未満：B	
	1 業務改善の推進 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行うなど、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進する。	1 業務改善の推進 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、部署横断的な業務やマイナンバー利用事務等の業務を重点とした業務改善を推進するため、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行うとともに、業務改善に向けた工程表	1 業務改善の推進 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、部署横断的な業務やマイナンバー利用事務等の業務を重点とした業務改善を推進するため、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行います。 また、令和4年から	＜主な定量的指標＞ －	＜主要な業務実績＞ 業務改善に向けた工程表に基づく進捗管理等を行い、以下について業務改善の推進を図った。 ・ マイナンバー利用事務については、マイナンバーPTにおいて、デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日改定 閣議決定)で示された事項のうち農業者年金に係る事項の実施時期等やマイナンバーの直接取得方式についての検討を行い、令和4年度中に公的給付支給等口座情報連携による情報取得及びマイナンバーの直接取得を行うこととなった。 また、特例付加年金及び経営移譲年金の受給権者に係る現況届について、引き続き年金を受給する要件を満たしているかを確認するに当たり、再確認該当者（経営所得安定対策等交付金の申請者）について、地方税関係情報の取得を令和3年度から本格実施した。 なお、共通申請システムの導入については、プラットフォームの検討を開始した。	＜評価と根拠＞ 評価：B 業務改善に向けた工程表に基づく進捗管理を行い、マイナンバーを利用した業務改善の検討を行うとともに、新年金制度開始以来の大規模な制度改正に伴うシステム改修や諸規程の適切な改正等を的確な進捗管理の下で着実に推進した。 また、加入推進の取組について、取組方針及び各都道府県・市町村毎の目標を設定した加入推進活動計画を策定させ、着実に実施するよう指導・支援・進捗管理を行った。 これらのことから、B評価とした。	評価	B
				＜その他の指標＞ －	＜評価の視点＞ ・業務改善を推進するため、改善点の検討・洗い出し等を行い、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進したか。	自己評価の「B」評価が妥当であると認められる。		

	に基づく進捗管理を行う。また、進捗管理や業務を取り巻く状況の変化に応じて、適宜工程表の見直しを行いつつ、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進する。	施行される保険料の納付下限額の引下げ及び加入可能年齢の延長並びに受給開始時期の選択肢の拡大等に伴う業務及び事務フローの見直し、農業者年金記録管理システムの改修を行います。 これらの業務改善について、工程表を作成し、進捗管理を行います。 その際、進捗管理や業務を取り巻く状況の変化に応じて、適宜工程表の見直しを行いつつ、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進します。	- 令和4年から施行される保険料の納付下限額の引下げ等の年金制度改正に伴う業務及び事務フローの見直し及び農業者年金記録管理システムの改修等について、基金に設置した制度改正対応委員会及び制度改正等業務対応チームにおいて改善点の検討・洗い出しを行うとともに、工程表を作成して進捗管理を行った。また、当該工程表に基づいて、同委員会等により進捗状況の検証・見直しを行いつつ、年金制度改正に伴い必要となる各種規程の改正や農業者年金記録管理システムの改修等を行った。 - 年金制度改正に伴うシステム改修や各種規程の見直しについて、制度改正等業務対応チームにおいて、令和4年度末までのより具体的な工程表の見直しを行い、6月30日の制度改正対応委員会において確認し、また、農業者年金記録管理システムの改修等（現行システムのサポート及び次期システム開発）の工程表についても更新の上、同委員会において確認を行った。 なお、11月及び1月の役員部課長会において、更新した各工程表により進捗状況の確認を行った。 - 加入推進の取組については、市町村段階、都道府県段階及び全国段階の業務受託機関における加入推進に向けた取組等を明確にした「令和3年度における農業者年金加入推進の取組方針」を令和3年4月1日付けで各業務受託機関に発出するとともに、各都道府県・市町村毎の目標を設定した加入推進活動計画を策定させた。 また、都道府県段階の業務受託機関の担当学会議、ブロック毎（北海道・東北、北陸、近畿）の会議、加入推進活動計画を着実に実施するよう指導・支援・進捗管理を行うなど、当該取組方針の徹底を図った。	（評定区分） S：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある A：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある B：取組は十分である C：取組はやや不十分であり、改善を要する D：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
--	---	---	---	---	--

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 2－2	電子化の推進		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0105

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報
	農業者年金記録管理システムを利用した届出書等の作成割合	対前年度増加	農業委員会 26.14% (29年度)	30.66% (対前年比117.3)	34.07% (対前年比111.1)	35.20% (対前年比103.3)	35.44% (対前年比100.7)		
			農業協同組合 32.11% (29年度)	35.70% (対前年比111.2)	38.36% (対前年比107.5)	40.09% (対前年比104.5)	40.32% (対前年比100.6)		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	2 電子化の推進 「世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」 (平成29年 5 月30日閣議決定) 等を踏まえ、I C T の活用など業務の電子化による業務改善について検討し、その効果が見込まれ、かつ、実施可能なものから、工程表に基づき、順次、業務の電子化を推進する。 特に、農業者年金記録管理システムについて、利用可能な受託機関の全てが利用することを目指し、その	2 電子化の推進 1 のとおり業務改善に向けた取組を行う中で、「世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成29年 5 月30日閣議決定) 等を踏まえ、I C T の活用など業務の電子化による業務改善について検討し、その効果が見込まれ、かつ、実施可能なものから、工程表に基づき、順次、業務の電子化を推進する。 その際、特に、農業者年金記録管理シス	2 電子化の推進 ICT の活用など業務の電子化による業務改善について検討し、その効果が見込まれ、かつ、実施可能なものから、工程表に基づき、順次、業務の電子化を推進します。 また、政府が進める行政手続における書面規制・押印対面規制の抜本的な見直しについて、年金加入者からの届出等のオンライン化の検討を行います。 なお、農業者年金記録管理システムやマ			A	評価	A	2 つの小項目のうち、1 項目が a 評価、1 項目が b 評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウエイトを用いて算出した結果、「A」評価。 ※3 点 (a) × 1 / 2 + 2 点 (b) × 1 / 2 = 2. 5 点 2. 5 点以上 3. 5 点未満 : A

更なる利用の促進に取り組むとともに、マイナンバーによる情報連携の業務については、円滑かつ着実に実施する。							

		による情報連携について、円滑かつ着実に実施するため、情報連携内容や連携実現に向けて解決すべき課題を検討し、連携実現後の業務手順の見直し、情報連携システムの運用・管理に取り組む。	による情報連携について、円滑かつ着実に実施するため、情報連携内容や連携実現に向けて解決すべき課題を検討し、連携実現後の業務手順の見直し、情報連携システムの運用・管理に取り組めます。	<評価の視点> ・適正かつ効率的な事務処理を図る観点から、情報連携システムの運用・管理に取り組んだか。	金及び経営移譲年金の受給権者に係る現況届の提出時における再確認 該当者の地方税関係情報（農業所得額）の照会作業の本格運用を開始した（令和３年７月）。 また、これらの作業を通じて得たノウハウについては、作業マニュアルの見直しに活かし、円滑かつ適切な事務を行った。 ② 公的給付支給等口座情報の取得について、令和４年度中の運用開始に向けて、特定個人情報保護評価書の変更案を取りまとめ、個人情報保護委員会との調整やパブリックコメントを経て、令和４年３月に個人情報保護委員会の承認を得るなど着実に準備を進めた。 ③ 今後予定されている情報連携（戸籍情報、国民年金基金連合会への情報提供等）について、適正かつ効率的な事務処理を図る観点から、業務手順の見直しや情報連携システムの開発・運用・管理について、外部コンサルタント（支援業者）を活用し検討した。 ④ なお令和元年度に発生した情報連携エラーの復旧に当たっては、システム開発業者等の知見を要したことから、令和３年度のシステム更新に当たり、システム開発業者とサービス保守契約を締結した。	て解決すべき課題を検討し、業務手順の見直しを行いながら、着実に実施していること ② 今後の情報連携に向けて、適正かつ効率的な事務処理を図る観点から検討を行っていること ③ さらに、令和元年度に発生した情報連携エラーについても再発防止の策を講じたことから、これらを踏まえ、a評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	携の地方税情報の照会により試験的に実施したが、その結果、特例付加年金等の受給権者全員の情報照会を現況届の事務処理期間中に行うことは、当時、情報提供ネットワークシステムの仕様により困難であることが判明した。 このため、本格的な運用を実施するため、対象者を経営再開の疑いがある者に絞り込む工夫を行うことで、本格実施に繋がったことが、法人からのヒアリング等により、確認できた。 また、当初予定されていない口座情報連携においては、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和３年法律第38号）が令和４年１月に施行されたことを受けて、令和４年度中の実施に向け、システム改修の前提となる特定個人情報保護評価書の改定を行うとともに、システム改修に係る工程の道筋が立てられた。 これらの取組を総合的に勘案し、自己評価の「a」評価が妥当であると認められる。
--	--	--	--	--	--	---	--

様式１－１－４－２ 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第２－３	運営経費の抑制		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：０１０５

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	２年度	３年度	４年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報
	一般管理費削減率	効率化除外経費を除 き対前年度比△３％ 以上	△3.0％(平成28年 度予算と平成29年 度予算の比較)	△4.5％(平成29年度予算 と平成30年度予算の比較)	△4.5％(平成30年度予算 と令和元年度予算の比 較)	△3.0％(令和元年度予 算と令和２年度予算の 比較)	△3.0％(令和２年度予 算と令和３年度予算の 比較)		
	事業費削減率	対前年度比△１％以 上	△4.7％(平成28年 度予算と平成29年 度予算の比較)	△1.1％(平成29年度予算 と平成30年度予算の比較)	△1.1％(平成30年度予算 と令和元年度予算の比 較)	△1.0％(令和元年度予 算と令和２年度予算の 比較)	△1.0％(令和２年度予 算と令和３年度予算の 比較)		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価									
					業務実績		自己評価											
	3 運営経費の抑制	3 運営経費の抑制	3 運営経費の抑制				B	評価	B	2つの小項目の全てがb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※2点(b)×1/2×2項目＝2点 1.5点以上2.5点未満：B								
	(1) 業務の効率化を進め、一般管理費及び事業費（業務委託費）の削減を行う。 総人件費については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。	(1) 一般管理費及び事業費の削減 業務の効率化を進め、一般管理費（注）については、毎年度平均で対前年度比で3%以上、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で対前年度比で1%以上の削減を行う。	(1) 一般管理費及び事業費の削減 業務の効率化を進め、一般管理費（注）については、対前年度比で3%以上、事業費（業務委託費）については、対前年度比で1%以上の削減を行います。 このため加入者等	<主な定量的指標> ・一般管理費削減率。 <その他の指標> ・業務の適正な執行を確保しつつ 削減率の目標を達成しているか。 ・削減率が大きい場合、それは業務見直しや効率化によるものであるか。	<主要な業務実績> ① 令和3年度の一般管理費（人件費を除く。）については、効率化除外経費を除く効率化対象経費を対前年度比で3%以上削減するという計画に対して、前年度比で3.0%の削減となった。 (単位：千円、%) <table><tr><td></td><td>2年度予算</td><td>3年度予算</td><td>削減率</td></tr><tr><td>一般管理費のうち 効率化対象経費</td><td>241,845</td><td>234,588</td><td>△3.0</td></tr></table> ※ 効率化除外経費		2年度予算	3年度予算	削減率	一般管理費のうち 効率化対象経費	241,845	234,588	△3.0	b	<評価と根拠> 評価：b 一般管理費（効率化除外経費を除く。）については、対前年度比で3%以上の削減を行うという計画に対して、対前年度比で△3.0%となったことから、b評価とした。 (評価区分) s：数値の達成度合が120%以上	評価	b	一般管理費及び事業費において、それぞれ自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。
	2年度予算	3年度予算	削減率															
一般管理費のうち 効率化対象経費	241,845	234,588	△3.0															

	このため加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な調達等を行う。	水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な調達等を行います。 総人件費（退職手当		令和２年度：固定的経費、各年度増減経費（記録管理システム利用環境調査、クラウドLANサーバ更新等） 令和３年度：固定的経費、各年度増減経費（農業者年金制度の改正に係る経費、情報提供ネットワークバージョンアップ 対応経費等）	で顕著な成果がある a：数値の達成度合が120％以上 b：数値の達成度合が100％以上120％未満 c：数値の達成度合が80％以上100％未満 d：数値の達成度合が80％未満													
	総人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。 （注）人件費、農業者年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費及び特殊要因により増減する経費は除く。	及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応します。 （注）人件費、農業者年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費及び特殊要因により増減する経費は除きます。	<主な定量的指標> ・事業費削減率。 <その他の指標> － <評価の視点> ・業務の適正な執行を確保しつつ 削減率の目標を達成しているか。 ・削減率が大きい場合、それは業務見直しや効率化によるものであるか。	<主要な業務実績> ② 令和３年度の事業費（業務委託費）については、効率化除外経費を除く効率化対象経費を対前年度比で１％以上削減するという計画に対して、前年度比で1.0％の削減となった。 <table><tr><td colspan="4">（単位：千円、％）</td></tr><tr><td></td><td>２年度予算</td><td>３年度予算</td><td>削減率</td></tr><tr><td>業務委託費のうち 効率化対象経費</td><td>1,863,955</td><td>1,845,314</td><td>△1.0</td></tr></table> ※ 効率化除外経費 令和２年度：各年度増減経費（消費税調整額） 令和３年度：無	（単位：千円、％）					２年度予算	３年度予算	削減率	業務委託費のうち 効率化対象経費	1,863,955	1,845,314	△1.0	<評定と根拠> 評定：b 事業費（効率化除外経費を除く。）については、対前年度比で１％以上の削減を行うという計画に対して、対前年度比で△1.0％となったことから、b評定とした。 （評定区分） s：数値の達成度合が120％以上で顕著な成果がある a：数値の達成度合が120％以上 b：数値の達成度合が100％以上120％未満 c：数値の達成度合が80％以上100％未満 d：数値の達成度合が80％未満	
（単位：千円、％）																		
	２年度予算	３年度予算	削減率															
業務委託費のうち 効率化対象経費	1,863,955	1,845,314	△1.0															
（２）職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規定等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。 また、役員の報酬水準及び職員の給与水	（２）給与水準の適正化 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を毎年度公表する。	（２）給与水準の適正 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表します。 また、役員の報酬	<主な定量的指標> － <その他の指標> ・国家公務員の状況を踏まえた給与規程の見直しの実施。当該見直し内容及びラスパイレス指数の公表。 ・役員報酬及び職員給与水準の妥当性の検証の実施。当該検証結果の公表。 <評価の視点> ・国家公務員の給与改定	<主要な業務実績> 令和３年度人事院勧告については、令和３年８月10日に行なわれたところである。 しかし、人事院勧告を踏まえた、国家公務員給与法等が令和４年４月に改正されたところであり、基金においても令和４年に令和３年度の引下げに相当する額について、令和４年６月の期末手当から減額することで調整を行う予定である。 また、令和３年度における規程の見直し内容については、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)並びに役員の報酬水準及び職員の給与水準の妥当性の検証結果とともに、基金ホームページにおいて令和４年６月に公表することとしている。 なお、令和２年度の給与水準の適正化の取組の進捗状況等についても基金ホームページにおいて令和３年６月に公表した。	<評定と根拠> 評定：b 国家公務員の給与改定の状況を踏まえた給与規程の見直しを行った。 また、その見直し内容、令和２年度の対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)、役員報酬及び職員給与水準の妥当性の検証結果を令和３年６月末にホームページで公表したことから、b評定とした。 （評定区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td></tr></table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。									
	評定	b																
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。																		

	準については、毎年 度、その妥当性を検 証し、その検証結果 についてホームペー ジにおいて公表す る。	また、役員の報酬水 準及び職員の給与水 準については、毎年 度、その妥当性を検 証し、その検証結果 についてホームペー ジにおいて公表す る。	水準及び職員の給与 水準については、そ の妥当性を検証し、 その検証結果につい てホームページにお いて公表します。	状況を踏まえた給与規 程の見直しを行い、当 該見直し内容及びラス パイレス指数を公表し ているか。 ・役員報酬及び職員給与 水準の妥当性の検証を 行い、当該検証結果を 公表しているか。	【対国家公務員地域・学歴別指数】 <table><tr><td>令和2年度</td><td>98.5</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>101.6</td></tr></table>	令和2年度	98.5	令和元年度	101.6	を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善 を要する d：取組はやや不十分であり、抜本 的な改善を要する	
令和2年度	98.5										
令和元年度	101.6										

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第 2－4		調達合理化		
当該項目の重要度、難易度		－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0 1 0 5

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	30年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値 等、必要な情報
	一者応札・応募件数	前中期計画期間の 平均（6 件）以下		6 件	1 件	2 件	1 2 件		
	随意契約件数	前中期計画期間の 平均（8 件）以下		8 件	5 件	7 件	4 件		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	4 調達の合理化 公正かつ透明な調達 手続による適切で迅速 かつ効果的な調達を実 現する観点から、「独立 行政法人における調達 等合理化の取組の推進 について」（平成27年 5 月25日総務大臣決定）に 基づき策定する「調達 等合理化計画」につい て着実に実施する。	4 調達の合理化 公正かつ透明な調達 手続による適切で、 迅速かつ効果的な調達 を実現する観点から、「独立行政法人に おける調達等合理化 の取組の推進につい て」（平成27年 5 月25 日総務大臣決定）に基 づき基金が策定する 「調達等合理化計画」 に盛り込んだ取組に ついて着実に実施し、 随意契約件数及び一 者応札・応募件数につ いて、前中期目標期間 の件数の平均以下と なるようにする。	4 調達の合理化 公正かつ透明な調達 手続による適切で、 迅速かつ効果的な調達 を実現する観点から、「独立行政法人に おける調達等合理化 の取組の推進につい て」（平成27年 5 月25 日総務大臣決定）に基 づき基金が策定する 「調達等合理化計画」 に盛り込んだ取組に ついて着実に実施し、 随意契約件数及び一 者応札・応募件数につ いて、前中期目標期間 の件数の平均以下と なるようにします。	＜主な定量的指標＞ ・随意契約件数。 ・一者応札・応募件数。 ＜その他の指標＞ ・一般競争入札等の実 施。 ＜評価の視点＞ ・契約について、原則と して一般競争入札に よるものとするほか、 適正化を推進してい るか。	＜主要な業務実績＞ 調達等合理化計画に基づき、競争参加者増加のための取組として、入札 案件の仕様書等の電子配布、今後の発注予定案件について事前に基金ホー ムページで公表するとともに、オープンカウンター方式による調達を行っ た。 令和 3 年度における競争性のない随意契約は 4 件であり、「調達等合理 化計画」で掲げる目標（8 件以内）を下回った。 一方、一者応札・応募数は12件であり、「調達等合理化計画」で掲げる 目標（6 件以内）を上回った。 1 者応札・応募件数のうち 7 件は、令和 4 年からの制度改正のための記 録管理システム改修等の案件で、専門性が極めて高い上、最短 1 年で対応 する必要があり、他社での対応が困難であったという特殊要因でやむを得 ない結果であると考える。 なお、上記特殊要因を除いた件数は 5 件であり、目標件数を下回る結果 となっている。 契約については原則として一般競争入札によるものとし、少額随意契約 を除く随意契約については契約締結前に契約審査委員会に付議し、審査を 受けている。	＜評定と根拠＞ 評定：B 調達等合理化計画に基づき、競争参 加者増加のための取組を行った結果、 随意契約件数は目標件数を下回った が、一者応札・応募件数は目標件数 を上回った。 一者応札・応募件数が目標件数を 上回った原因は、制度改正（特殊要 因）におけるやむを得ない結果であ り、実質的な一者応札応募件数は 5 件（12件-7件）であることから B 評 定とした。 （評定区分） S：取組は十分であり、かつ、目標 を上回る顕著な成果がある A：取組は十分であり、かつ、目標 を上回る成果がある B：取組は十分である C：取組はやや不十分であり、改善	評定	B	競争参加者増加のための取組を 行った結果、随意契約件数は、調達 等合理化計画で掲げる目標 8 件以 内に対して実績 4 件となり、目標を 達成した。 一方、一者応札・応募件数は、目 標 6 件以内に対して実績12件とな り目標を上回ったが、制度改正に係 るシステム改修等のため、短期間で 対応する必要があり、他社での対応 が困難というやむを得ない事情に よるもの 7 件が含まれる。 この特別な事情を考慮し、当該案 件（7 件）を除くと 5 件となるため、 自己評価の「B」評定が妥当であると認められる。

						を要する D：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
--	--	--	--	--	--	----------------------------------	--

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第 2－5		組織体制の整備等		
当該項目の重要度、難易度		－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0 1 0 5

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	5 組織体制の整備等	5 組織体制の整備等	5 組織体制の整備等			B	評価	B
							2つの小項目の全てがb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※2点(b)×1/2×2項目＝2点 1.5点以上2.5点未満：B	
	(1) 組織体制の整備 各部署の業務量の動向等に対応して、業務全体を効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、組織の体制及び運営について継続的に点検し、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行う。	(1) 組織体制の整備 各部署の業務量の動向等に対応して、業務全体を効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、組織体制及び運営について継続的に点検し、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行う。	(1) 組織体制の整備 各部署の業務量の動向等に対応して、業務全体を効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、組織の体制及び運営について継続的に点検し、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行います。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ・組織体制及び運営についての継続的点検。 ・必要に応じた適切な組織体制や人員配置への見直し。 ＜評価の視点＞ ・組織体制及び人員配置について継続的な点検を行っているか。 ・必要に応じた適切な組織体制や人員配置への見直しを行ってい	＜主要な業務実績＞ 職員面談や管理職からのヒアリング等を実施し、各部署の業務量の動向や業務の実施状況等の把握に努めるとともに、それぞれの業務に必要な組織体制及び人員配置が適正なものとなるよう、必要に応じ、組織の見直しや弾力的な人員配置を行った。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、テレワークを推進した。このため、業務部以外の職員が使用するパソコンについては、令和3年7月に、テレワーク対応の機器への入れ替えを行い、職員がテレワークを実施できる環境を整えた。なお、業務部職員については、被保険者等の個人情報を扱う業務上、テレワークを行うことが困難なため、まん延防止等重点措置期間のうち令和4年1月31日から同年3月25日までの期間においては、実務担当職員を2班に分けて、執務室を別にして職員間の接触を減らす体制とした。 自己都合退職者（2名）に伴う欠員補充のため、令和3年11月1日付けで情報管理課に職員を1名、令和4年1月1日付けで給付課に職員を1名新規に採用した。また、給付課については、退職日から採用までの間の業務量を勘案し、令和3年9月1日～令和4年2月28日まで非常勤職	＜評価と根拠＞ 評価：b 組織体制及び人員配置について、継続的な点検を行い、必要な組織体制等の見直しを行ったことから、b評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評価	b
							自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。	

					員を雇用し弾力的な人員配置を行った。												
	(2) 働き方改革の推進 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を踏まえ、業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得など職員のワークライフバランスの改善に取り組むとともに、独立行政法人として専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、専門研修や資格取得支援、若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組み、働き方改革を積極的に推進する。	(2) 働き方改革の推進 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を踏まえ、業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得など職員のワークライフバランスの改善に取り組むとともに、独立行政法人として専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、専門研修や資格取得支援、若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組み、働き方改革を積極的に推進する。	(2) 働き方改革の推進 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を踏まえ、業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得など職員のワークライフバランスの改善に取り組むとともに、独立行政法人として専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、専門研修や資格取得支援、若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組み、働き方改革を積極的に推進します。	＜主な定量的指標＞ ー ＜その他の指標＞ ・ワークライフバランスの改善。 ・専門研修、資格取得支援など職員の人材育成に取り組んでいるか。 ＜評価の視点＞ ・ワークライフバランスの改善や専門研修、資格取得支援など職員の人材育成に取り組んでいるか。	＜主要な業務実績＞ ① ワークライフバランスの改善について ア 定時退庁の推進、超過勤務の縮減及び計画的な業務の執行等について、役員部課長会などの機会を捉えて職員に周知しており、特に超過勤務については、管理職への事前登録を徹底するなど縮減に努めている。 また、新型コロナウイルスの感染症拡大防止にも配慮しつつ、引き続き、計画的な業務運営に努めていく。 【基金全体の超過勤務時間】 <table><tr><td>令和3年度</td><td>3,316時間</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>4,250時間</td></tr><tr><td>対前年同期比</td><td>△934時間(78%)</td></tr></table> イ 男性職員の育児休業取得について、平成31年3月に関係諸規定等の見直しを行う等、取得しやすい環境整備に努めている。(令和3年度実績：1名取得。なお、令和4年度には1名が取得する予定である。) ② 人材育成について ア 専門研修について 専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、資金部職員を対象とした年金資産運用等の専門研修等を実施した。(令和3年度実績：12件) イ 資格取得支援について 平成21年に資格取得支援要綱を作成し、職員が資格を取得しやすい環境整備に努めている。(令和3年度実績：3件) ウ 若手職員や女性職員の活躍の場について 若手職員の農林水産行政事務研修への派遣(毎年)及び、女性職員の課長相当以上職員への登用(平成30年度までは1名のところ(課長相当以上職員全体の5%)、令和3年度までに4名(課長相当以上職員全体の21%)に増員。令和4年度の見込みは4名。)を行った。	令和3年度	3,316時間	令和2年度	4,250時間	対前年同期比	△934時間(78%)	＜評定と根拠＞ 評定：b 働き方改革の推進について、継続的な点検を行い、必要な見直しを行ったことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td></tr></table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	
						令和3年度	3,316時間										
令和2年度	4,250時間																
対前年同期比	△934時間(78%)																
評定	b																
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。																	

様式１－１－４－２ 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報				
第３	財務内容の改善に関する事項			
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：０１０５	

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	30年度	元年度	２年度	３年度	４年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	第5 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項			B	評価	B	
							1つの中項目が「B」評価であるため。 ※2点(B)×1/1＝2点 1.5点以上2.5点未満：B		
	1 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 「第4 業務の効率化に関する事項」に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。	財務内容の改善に関する事項	財務内容の改善に関する事項			B	評価	B	
							5つの小項目のうち、1項目がa評価、4項目がb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※3点(a)×1/5+2点(b)×1/5×4項目＝2.2点 1.5点以上2.5点未満：B		
		(1) 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 「第2 業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予	(1) 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 「第2 業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に定める事項を踏まえた年度計画の予算を作成し、当該予	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・「第2 業務の効率化に関する目標を達成	＜主要な業務実績＞ 第4期中期計画期間（平成30～令和4年度）においては、業務の効率化を進め、一般管理費（※）については、毎年度平均で対前年度比で3％以上、事業費（業務委託費）については毎年度平均で対前年度比で1％以上の削減を行うこととしており、この方針通り令和3年度計画の予算を作成し、運営を行った。 ※ 人件費、年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、セキュリティ対策経費及び特殊要因により増減する経費を除く。	＜評価と根拠＞ 評価：b 業務の効率化に関する事項を踏まえた令和3年度計画の予算を作成し、当該予算による運営を行ったことから、b評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある	評価	b	
							自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。		

		算による運営を行う。	算による運営を行います。	するためとるべき措置」に定める事項を踏まえた年度計画の予算を作成し、運営を行ったか。		a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
	2 決算情報・セグメント情報の開示 財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	(2) 決算情報・セグメント情報の開示 セグメント情報を決算において整理し、決算が主務大臣から承認され次第、速やかに開示する。	(2) 決算情報・セグメント情報の開示 セグメント情報を決算において整理し、決算が主務大臣から承認され次第、速やかに開示します。	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ー <評価の視点> ・セグメント情報を整理し、速やかに開示したか。	<主要な業務実績> セグメント情報を令和3年度決算において整理し、主務大臣から決算が承認され次第、速やかに基金ホームページで公表する予定である。 なお、令和2年度決算においても基金ホームページにおいて令和3年8月に公表した。	<評定と根拠> 評定：b セグメント情報を令和2年度決算において整理し、令和3年8月に基金ホームページで公表したことから、b評定とした。 (評定区分) b：速やかに開示している d：速やかに開示していない	評定 b
							自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。
	3 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施 独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理し、次年度の予算の配分に反映する。	(3) 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施 独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。	(3) 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施 独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築します。	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ー <評価の視点> ・業務達成基準に基づく会計処理を適切に実施したか。	<主要な業務実績> 独立行政法人会計基準の改訂等を踏まえ、収益化単位の業務（各課室の業務）ごとに令和3年度当初の予算配分を行った上で、その単位ごとの期中の執行状況と今後の執行見込みを踏まえ、第4四半期の開始前（令和3年12月末）までに再配分を行った。	<評定と根拠> 評定：b 収益化単位の業務ごとに令和3年度予算の当初配分及び再配分を計画的に行ったことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 b
							自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。
	4 貸付金債権等の適切な管理等 旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡債権の管理を適切	(4) 貸付金債権等の適切な管理等 旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡債権については、す	(4) 貸付金債権等の適切な管理等 農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡債権については、す	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ー	<主要な業務実績> すべての農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡金債権について、令和3年8月に債権分類の見直しを行い、その結果に基づき業務受託機関と連携して債権の円滑かつ確実な回収に取り組んだ。 また、農地等担保物件の評価の見直しを行った。 ※ 令和3年度債権分類及び担保物件評価の見直し実績：26件	<評定と根拠> 評定：b すべての債権について、債権分類の見直しを行いこれに基づき適切な管理・回収を実施した。 また、担保物件についても評価の見直し	評定 b
							自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。

	に行い、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努める。	すべての債権について、毎年度、債権分類の見直しを行い、担保物件の確認等を踏まえた農地等担保物件の評価の見直しを行う。 また、業務受託機関との連携等により、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努める。	いて、債権分類の見直し及び農地等担保物件の評価の見直しを行い、債権の管理を適切に行います。 また、業務受託機関との連携等により、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努めます。	＜評価の視点＞ ・貸付金債権等の管理・回収を適切に行っているか。		を行ったことからb評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する																																														
5 長期借入金の適切な実施 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定による長期借入金をするに当たっては、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	(5) 長期借入金の適切な実施 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定による長期借入金をするに当たっては、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	(5) 長期借入金の適切な実施 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定による長期借入金をするに当たっては、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図ります。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ・市中金利情勢等。 ・応札倍率。 ＜評価の視点＞ ・極力有利な条件での借入れを行っているか。	＜主要な業務実績＞ 法附則第17条第2項の規定に基づき、長期借入金は市中金利情勢等を考慮し、競争入札を行うことにより極力有利な条件での借入れを行った。 <table><tr><td>借入年月日</td><td>借入れの相手方 (金融機関数)</td><td>借入金額 (百万円)</td><td>借入利率 (平均金利)</td><td>償還期限</td></tr><tr><td>令和4年2月1日</td><td>4 機関</td><td>50,800</td><td>0.000%</td><td>5年8月8日</td></tr></table> ・競争入札における応札倍率：4.49倍 ・入札日（4年1月19日）における市中金利 国債：▲0.085%、政府保証債：▲0.022% ・同時期実施の特別会計（※）借入金（5年）：0.000% （※）国有林野事業債務管理特別会計 ・基金のIR活動先 5 金融機関 (参考) 日本銀行によるマイナス金利導入（平成28年1月29日）後の借入状況 <table><tr><td>借入年月日</td><td>応札倍率</td><td>借入利率(平均金利)</td><td>借入期間</td></tr><tr><td>平成29年2月3日</td><td>2.35</td><td>0.1022%</td><td>5 年</td></tr><tr><td>29年11月2日</td><td>4.93</td><td>0.087%</td><td>4 年程度</td></tr><tr><td>30年2月2日</td><td>3.97</td><td>0.038%</td><td>3 年程度</td></tr><tr><td>30年11月5日</td><td>5.76</td><td>0.000%</td><td>1 年程度</td></tr><tr><td>31年2月5日</td><td>4.71</td><td>0.000%</td><td>4 年程度</td></tr><tr><td>令和2年1月31日</td><td>4.12</td><td>0.000%</td><td>3 年</td></tr><tr><td>3年2月1日</td><td>4.87</td><td>0.000%</td><td>3 年</td></tr><tr><td>4年2月1日</td><td>4.49</td><td>0.000%</td><td>1 年半</td></tr></table>	借入年月日	借入れの相手方 (金融機関数)	借入金額 (百万円)	借入利率 (平均金利)	償還期限	令和4年2月1日	4 機関	50,800	0.000%	5年8月8日	借入年月日	応札倍率	借入利率(平均金利)	借入期間	平成29年2月3日	2.35	0.1022%	5 年	29年11月2日	4.93	0.087%	4 年程度	30年2月2日	3.97	0.038%	3 年程度	30年11月5日	5.76	0.000%	1 年程度	31年2月5日	4.71	0.000%	4 年程度	令和2年1月31日	4.12	0.000%	3 年	3年2月1日	4.87	0.000%	3 年	4年2月1日	4.49	0.000%	1 年半	＜評価と根拠＞ 評価： a 世界的に金利上昇が進むと見込まれる中、国内では金融緩和政策の継続により中短期金利は引き続き低位で推移している。そのような金利環境から市中金融機関の応札が消極化する中であっても、支援業者と連携し、入札参加者への丁寧な招へい活動を行うとともに、今後の年金給付費の推移や償還金額等を勘案した上で、市中金融機関が応札しやすいように、引き続き借入期間を調整し、年度毎の借入金額の平準化を図ったことにより、借入利率が事実上最も低い0.000%となったことから、a 評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評価 a 世界的に金利上昇が進むと見込まれる一方で、国内の低金利環境下において、丁寧な招へい活動を行うとともに、市中金融機関が応札しやすいように借入期間を調整し、年度毎の借入金額の平準化を図ったことにより、借入利率が事実上最も低い0.000%となったことは、所期の目標を上回る成果があったことから、自己評価の「a」評価が妥当であると認められる。
借入年月日	借入れの相手方 (金融機関数)	借入金額 (百万円)	借入利率 (平均金利)	償還期限																																																
令和4年2月1日	4 機関	50,800	0.000%	5年8月8日																																																
借入年月日	応札倍率	借入利率(平均金利)	借入期間																																																	
平成29年2月3日	2.35	0.1022%	5 年																																																	
29年11月2日	4.93	0.087%	4 年程度																																																	
30年2月2日	3.97	0.038%	3 年程度																																																	
30年11月5日	5.76	0.000%	1 年程度																																																	
31年2月5日	4.71	0.000%	4 年程度																																																	
令和2年1月31日	4.12	0.000%	3 年																																																	
3年2月1日	4.87	0.000%	3 年																																																	
4年2月1日	4.49	0.000%	1 年半																																																	

様式１－１－４－２ 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第４	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：０１０５

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	30年度	元年度	２年度	３年度	４年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価									
					業務実績	自己評価										
		第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画			B	評価	B								
						B		1つの中項目が「B」評定であったため。 ※2点(B)×1/1＝2点 1.5点以上2.5点未満：B								
						B	評価	B								
								2つの小項目の全てがb評定であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評定。 ※2点(b)×1/2×2項目＝2点 1.5点以上2.5点未満：B								
		別紙	別紙	＜主な定量的指標＞ ・一般管理費削減率。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・業務の適正な執行を確保しつつ 削減率の目標を達成しているか。 ・削減率が大きい場合、それは業務見直しや	＜主要な業務実績＞（再掲） ① 令和3年度の一般管理費（人件費を除く。）については、効率化除外経費を除く効率化対象経費を対前年度比で3％以上削減するという計画に対して、前年度比で3.0％の削減となった。 (単位：千円、％) <table><tr><td></td><td>2年度予算</td><td>3年度予算</td><td>削減率</td></tr><tr><td>一般管理費のうち 効率化対象経費</td><td>241,845</td><td>234,588</td><td>△3.0</td></tr></table> ※ 効率化除外経費 令和2年度：固定的経費、各年度増減経費（記録管理システム利用環境調査		2年度予算	3年度予算	削減率	一般管理費のうち 効率化対象経費	241,845	234,588	△3.0	b	評価	b
	2年度予算	3年度予算	削減率													
一般管理費のうち 効率化対象経費	241,845	234,588	△3.0													
					＜評定と根拠＞（再掲） 評定：b 一般管理費（効率化除外経費を除く。）については、対前年度比で3％以上の削減を行うという計画に対して、対前年度比で△3.0％となったことから、b評定とした。 (評定区分) s：数値の達成度合が120％以上で 顕著な成果がある a：数値の達成度合が120％以上		一般管理費及び事業費において、それぞれ自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。									

			効率化によるものであるか。	クローズドLANサーバ更新等) 令和３年度：固定的経費、各年度増減経費（農業者年金制度の改正に係る経費 情報提供ネットワーク化 [※] 対応経費等）	b：数値の達成度が100％以上 120％未満 c：数値の達成度が80％以上 100％未満 d：数値の達成度が80％未満										
			＜主な定量的指標＞ ・事業費削減率。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・業務の適正な執行を確保しつつ 削減率の目標を達成しているか。 ・削減率が大きい場合、それは業務見直しや効率化によるものであるか。	＜主要な業務実績＞（再掲） ② 令和３年度の事業費（業務委託費）については、効率化除外経費を除く効率化対象経費を対前年度比で１％以上削減するという計画に対して、前年度比で1.0％の削減となった。 (単位：千円、％) <table><tr><td></td><td>２年度予算</td><td>３年度予算</td><td>削減率</td></tr><tr><td>業務委託費のうち 効率化対象経費</td><td>1,863,955</td><td>1,845,314</td><td>△1.0</td></tr></table> ※ 効率化除外経費 令和２年度：各年度増減経費（消費税調整額） 令和３年度：無		２年度予算	３年度予算	削減率	業務委託費のうち 効率化対象経費	1,863,955	1,845,314	△1.0	＜評定と根拠＞（再掲） 評定：b 事業費（効率化除外経費を除く。）については、対前年度比で１％以上の削減を行うという計画に対して、対前年度比で△1.0％となったことから、b評定とした。 (評定区分) s：数値の達成度が120％以上で 顕著な成果がある a：数値の達成度が120％以上 b：数値の達成度が100％以上 120％未満 c：数値の達成度が80％以上 100％未満 d：数値の達成度が80％未満		
	２年度予算	３年度予算	削減率												
業務委託費のうち 効率化対象経費	1,863,955	1,845,314	△1.0												
			＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ・予算、収支計画、資金計画。 ＜評価の視点＞ ・予算、収支計画、資金計画に基づき、法人における資金の配分を行っているか。	＜主要な業務実績＞ 予算、収支計画、資金計画に基づき、法人における資金の配分を行った。 (予算、収支計画、資金計画の計画と実績との比較は財務諸表を参照。)	＜評定と根拠＞ 評定：b 予算、収支計画、資金計画に基づき、法人運営における資金の配分を行ったことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評価	b								
						自己評価の「b」が妥当であると認められる。									

自己評価の「b」が妥当であると認められる。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第 5		短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度		－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0 1 0 5

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	30年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	短期借入金実績	2 億円（限度額） 702億円（限度額）		－ －	－ －	－ －	－ －		・運営費交付金の受入遅延による場合の限度額は2 億円 ・長期借入金が一時的に調達困難となった場合等の限度額は702億円

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
		第 5 短期借入金の限度額 1 2 億円 （想定される理由） 運営費交付金の受入れの遅延。 2 702億円 （想定される理由） 独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第 2 項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難。	第 5 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、2 億円とします。 2 独立行政法人農業者年金基金法（平成114年法律第127号）附則第17条第 2 項の規定に基づく長期借入金に関して、一時的に調達が困難になった場合等の短期借入金の限度額は、702 億円とします。	<主な定量的指標> ・借入限度額。 <その他の指標> － <評価の視点> ・借入限度額の範囲内であつたか。	<主要な業務実績> 短期借入金については、実績がなかった。		<評定と根拠> 評定：－ （評定区分） B：限度額の範囲である D：限度額の範囲を超えた	評定	－ 短期借入金の実績はなかったため、評価は行わない。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 6－1	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0 1 0 5

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
年度末の常勤職員数	74人以下	29年度末 74人	72人	74人	71人	72人		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第 6 その他業務運営に関する重要事項	第 6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第 6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項			B	評価	B
							6 つの中項目の全てが B 評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※2点(B) ×1/6×6項目＝2点 1.5点以上2.5点未満：B	
		1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）			B	評価	B
							2 つの小項目の全てが b 評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※2点(b) ×1/2×2項目＝2点 1.5点以上2.5点未満：B	
		（1）方針 農業者年金事業や年金資産の運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行う。	（1）方針 農業者年金事業や年金資産の運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行います。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ・専門研修の実施。 ・業務量に応じた適正な人員配置。 ＜評価の視点＞ ・専門的知識を有する人材の育成を図る。	＜主要な業務実績＞ ① 職員研修実施計画に基づき、「令和 3 年度研修実施計画」を策定し、計画的に職員の能力向上を図るとともに、新任職員については、農業者年金基金の業務全般についての研修を 4 月に実施した。 資金運用研修については、基金職員を対象に、資産運用の専門家を講師とした資産運用に関する基本的な研修を令和 4 年 1 月 18 日に実施した。 資金部職員専門研修については、資金部職員を対象に、資産運用の専門家を講師とした資産運用に関する専門的な研修を令和 4 年 3 月 30 日に実施した。	＜評定と根拠＞ 評定：b 新任者研修や専門研修を実施し人材の育成を図った。 また、ヒアリング等の実施を踏まえ、業務量に応じた適正な人員配置を行ったことから、b 評価とした。 （評定区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある	評価	b
							自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。	

			・基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行っているか。	なお、当基金が主催する研修においては、研修終了後に理解度テストを実施した。 ② 職員面談や基金管理職からのヒアリング等を実施し、各部署の業務量の動向や業務の実施状況等の把握に努め、業務量に応じた適正な人員配置を行った。	a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
	(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数を期初を上回らないようにする。 (参考1) 期初の常勤職員数74人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み3,330百万円	(2) 人員に関する指標 年度末の常勤職員数を74人とします。 (参考) 人件費総額見込み707百万円	<主な定量的指標> ・常勤職員数。 <その他の指標> — <評価の視点> ・常勤職員数が74人を上回っていないか。	<主要な業務実績> (総務課) 令和3年度末の常勤職員数は72人であり、引き続き定員を上回らないよう措置する。(3月30日 2名退職)	<評価と根拠> 評価：b 令和3年度末の常勤職員は72人であることから、b評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評価	b
						自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。	

様式１－１－４－２ 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第６－２		積立金の処分に関する事項	
当該項目の重要度、難易度		－	関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート事業番号：０１０５

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		2 積立金の処分に関する事項 前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金及び前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の資産評価額を次の経費に充当する。 (１) 旧年金給付費 (２) 旧年金給付のための借入金にかかる経費(利子及び事務費を含む。) (３) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費 (４) 旧年金勘定と農地売買貸借等勘定に	2 積立金の処分に関する事項 前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金及び前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の資産評価額を次の経費に充当します。 (１) 旧年金給付費 (２) 旧年金給付のための借入金にかかる経費(利子及び事務費を含む。) (３) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費 (４) 旧年金勘定と農地	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ・預貯金の経費への充当。 ＜評価の視点＞ ・積立金の処分が適切であるか。	＜主要な業務実績＞ 前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金については、本中期目標期間の最終年度までの間に旧年金給付費等の一部に充当する予定である。	＜評定と根拠＞ 評定：B 前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金について、本中期目標期間の最終年度までの間に計画どおり充当する予定であることから、B評定とした。 (評定区分) B：積立金の処分は適切である D：積立金の処分は不適切である	評定	B
							自己評価の「B」評定が妥当であると認められる。	

		おける前中期目標 期間から繰り越し た貸付金債権の償 却にかかる費用 (5) 前中期目標期間中 に自己収入財源で 取得し、本中期目標 期間へ繰り越した 無形固定資産の減 価償却に要する費 用等	売買貸借等勘定にお ける前中期目標期間 から繰り越した貸付 金債権の償却にかか る費用 (5) 前中期目標期間中 に自己収入財源で取 得し、本中期目標期 間へ繰り越した無形 固定資産の減価償却 に要する費用等				
--	--	--	--	--	--	--	--

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第 6－3		内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度		－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0105

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	1 内部統制の充実・強化 内部統制は、理事長による適切なマネジメントの下、基金が効果的かつ効率的に業務を運営していくための重要なツールであり、適切なモニタリングを通じ継続的に改善しつつ、PDCAサイクルが有効に働くマネジメントが行われることが重要である。 このため、業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制シ	3 内部統制の充実・強化 業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組む。	3 内部統制の充実・強化 業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組みます。			B	評価	B
							4つの小項目の全てがb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※2点(b) ×1/4×4項目＝2点 1.5点以上2.5点未満：B	
		(1) 経営管理会議による内部統制の充実・強化 理事長は、内部統制の基本方針に基づき、経営管理会議において内部統制に関する取組状況を把握し、必要な指示、モニタリングの実施により、内部統制シ	(1) 経営管理会議による内部統制の充実・強化 理事長は、役職員が、基金の目的を達成するよう使命感を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持って仕事に取り組むよう、内部統制システムの役職員への周知	<主な定量的指標> － <その他の指標> ・理事長による内部統制の取組の指示。 <評価の視点> ・理事長は、「役職員の行動指針」を定め、指示し周知を図っているか。	<主要な業務実績> ① 「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」（以下「行動指針」という。）に従って業務に取り組むよう、理事長から新任職員研修や職員への訓示の場において指示するとともに、事務室内に掲示して周知の徹底を図った。 ② 令和3年4月から令和4年3月までに経営管理会議を17回開催した。 内部統制については、法令遵守等の取組として、「独立行政法人農業者年金基金公益通報者保護管理規程」を基金ホームページに掲載した。	<評定と根拠> 評定：b 理事長が、「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」を役職員に周知したこと、また、経営管理会議等において、中期計画・年度計画の進捗管理、業務実績の自己評価の実施等、内部統制に関する取組状況の把握と必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリング等を行ったことから、b評価とした。	評価	b
							自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。	

	システムの充実・強化に取り組む。	システムの点検・見直しを行い、内部統制の充実・強化に取り組む。	徹底を図ります。 また、理事長は、経営管理会議を四半期に1回開催し、中期計画・年度計画の進捗管理、業務実績の自己評価の実施、各種委員会の開催と検討状況、規程の見直し等、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリング、内部統制システムの点検・見直しを行い、内部統制の充実・強化に取り組みます。	・理事長は、中期計画、年度計画の進捗管理等を行い、必要な指示、モニタリングを行っているか。	また、コンプライアンス委員会(令和3年11月15日、令和4年3月8日開催)における取組状況の報告やリスク管理委員会(令和3年5月12日開催、令和4年3月8日開催)における業務運営のリスク把握、顕在化防止、外部の有識者等による点検として運営評議会等の取組を行った。 今後も取組状況を把握して、経営管理会議又は役員部課長会等に報告していくこととしている。 令和3年度計画の進捗については、令和3年10月13日、令和4年1月13日に開催した経営管理会議において、9月末現在、12月末現在の状況を報告し、モニタリング等を行った。	(評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
	(2) コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する審議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進する。 また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表する。	(2) コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を上半期と下半期に開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する審議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進します。 また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表します。	<主な定量的指標> － <その他の指標> ・コンプライアンス委員会の開催、コンプライアンス研修の実施、コンプライアンス推進の取組の公表。 <評価の視点> ・コンプライアンス委員会を開催し、審議を行っているか。コンプライアンス研修を実施しているか。措置を講じた場合は公表しているか。	<主要な業務実績> ① コンプライアンス委員会を令和3年11月15日及び令和4年3月8日に開催し、「令和3年度コンプライアンス推進計画」における取組状況について報告した。 また、この取組状況については、令和3年11月24日及び令和4年3月14日に基金ホームページにおいて公表した。 ② コンプライアンス関係の研修については、「令和3年度研修実施計画」において策定を図り、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しつつ、eラーニングにて令和4年1月に役員・管理職職員と職員に分けてハラスメント関係の研修を実施した。 また令和3年12月から令和4年1月にかけて、全役職員を対象に公務員倫理をテーマとした研修を実施した。	<評定と根拠> 評定：b コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス推進の取組状況を報告するとともに、コンプライアンス研修を実施した。 また、コンプライアンス推進の取組状況及び令和4年度コンプライアンス推進計画を基金ホームページで公表したことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	

		(3) リスク管理の徹底 業務実施の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、リスク管理委員会を設置し、リスク管理行動計画やリスク管理マニュアルの策定等に関する調査・審議やリスク管理の状況についてのモニタリングを行うことにより、リスク管理を徹底する。	(3) リスク管理の徹底 業務実施の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクに対して適切に対応するため、リスク管理行動計画及びリスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理に努めるとともに、上半期と下半期に開催するリスク管理委員会において、リスク管理の状況をモニタリングするなどにより、リスク管理を徹底します。	<主な定量的指標> － <その他の指標> ・リスク管理委員会の開催。 <評価の視点> ・リスク管理委員会を開催し、リスク管理行動計画やリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル等を策定しているか。	<主要な業務実績> 令和3年5月12日に、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和3年度上半期リスク管理委員会を開催し、令和3年度におけるリスク管理行動計画の決定及び、令和4年から施行される年金制度改正への懸念事項についての対処方針の取りまとめを行った。 令和3年7月及び11月に開催した経営管理会議において、リスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアルによるリスク管理の状況のモニタリングを行った。 令和4年3月8日に、令和3年度下半期リスク管理委員会を開催し、リスク対応方針に従ったリスク管理の実施状況、リスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアルでの評価及び対応等の報告・審議を行うとともに、令和4年度におけるリスク管理行動計画を策定した。	<評定と根拠> 評定：b リスク管理行動計画に沿い、外部専門家の出席を得て、リスク管理委員会を開催し、リスク管理マニュアルの見直し等を行うとともに、経営管理会議においてモニタリングを行ったことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	
		(4) 内部監査 内部統制の充実・強化に資するため、毎年度策定する内部監査年度計画（注）に重点監査項目を設定し、当該計画に従って基金の各業務について内部監査を実施する。 (注) 内部監査計画及び内部監査実施計画	(4) 内部監査 内部統制の充実・強化に資するため、内部監査年度計画に重点監査項目を設定し、当該計画に従って基金の各業務についてリスクアプローチの手法を取り入れて内部監査を実施します。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・内部監査を実施しているか。	<主要な業務実績> 「令和3年度内部監査計画」を令和3年4月27日に策定した。 同計画では、内部統制の充実・強化の観点から、基金の業務を監査することとしており、これに基づき令和4年2月に監査を実施した。 また、情報セキュリティ監査についても、昨年度に引き続き、外部監査人による監査を実施した。	<評定と根拠> 評定：b 内部監査規程に基づき内部監査年度計画を作成し、その計画に従って内部監査を適切に実施したことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 6－4	情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0105

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	2 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底 個人情報を狙ったサイバー攻撃が高度化・巧妙化する中、基金は加入者・受給者等多くの個人情報を保有し、また、マイナンバーを活用した情報連携を導入することから、個人情報の漏えい防止に必要な措置など情報セキュリティ対策及び個人情報保護（以下「情報セキュリティ対策等」という。）を強化・徹底する。	4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底	4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底			B	評価	B
							3つの小項目の全てがb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※2点(b) ×1/3×3項目＝2点 1.5点以上2.5点未満：B	
		(1) 情報セキュリティ対策の推進 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金セキュリティポリシー」の見直し等を行う。 情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティ対策の実施状況についての点検を行い、情報	(1) 情報セキュリティ対策の推進 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金セキュリティポリシー」の見直し等を行います。 情報セキュリティ委員会を上半期と下半期に開催し、情報セキュリティ対策の実施状況についての点検を行い、情報セ	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・情報セキュリティポリシーの見直し等を行ったか。 ・情報セキュリティ委員会を開催して、情報セキュリティ対策の実施状況等についての点検を行っているか。 ・CSIRTを構築し、サイバー攻撃に対する組織的対応能力を強化したか。	<主要な業務実績> ① 令和2年度に実施されたIPAが定期的に行う情報セキュリティ監査において指摘を受けた、外付けHDD等外部記録媒体利用手順を定める情報システム利用実施手順書の一部改正案について、上半期の情報セキュリティ委員会（令和3年10月22日開催）において審議し、令和3年10月29日に施行した。 また、下半期の情報セキュリティ委員会（令和4年3月28日開催）において、令和3年度の情報セキュリティ対策の実施状況等について確認を行うとともに、情報セキュリティ対策推進計画及び教育実施計画の改正について審議し、決定した。 ② 自己点検実施手順書に基づき、全役職員等を対象とした自己点検を令和3年12月6日に実施し、点検結果を分析し、評価の上、その内容をパソコン起動時の画面に表示（令和4年1月18日から27日までの全8回）することにより、情報セキュリティ意識の向上を図った。 ③ 令和2年度に実施されたIPAが定期的に行う情報セキュリテ	<評価と根拠> 評価：b IPAが定期的に行う情報セキュリティ監査の対応として、情報システム利用実施手順書の改正を行った。 また、情報セキュリティ委員会を開催し、標的型メール訓練や情報セキュリティインシデント対応訓練の結果を報告し、情報セキュリティ対策に関する具体的な取組状況を確認した。 さらに、情報セキュリティインシデント対応訓練では、農業者年金記録管理システムに起因するインシデントの対する組織対応能力の強化を図る取組を行った。 令和3年度に実施された情報セキュリティ監査による評価結果を踏まえた見直しを行うこととしており、引き続きPDCA	評価	b

		総合的に推進し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。 また、サイバー攻撃に対する組織的対応能力を強化するため、基金内にCSIRTを構築する。	キュリティ対策を総合的に推進し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ります。 また、基金CSIRTについても、運用の点検を行い、サイバー攻撃等のインシデントに対する組織的対応能力を強化します。	イ監査におけるログ取得・管理に係る指摘等については、改善計画に基づき、情報セキュリティ対策のPDCAサイクルを回している。 ④ 令和３年度内部監査実施計画に基づく情報セキュリティ監査（外部監査）が令和３年11月18日に実施され、監査結果報告を踏まえ、必要に応じた情報セキュリティ関係規程の見直しを行い、情報セキュリティ対策のPDCAサイクルを回している。 ⑤ CSIRTについて、情報セキュリティインシデント対応訓練を令和３年12月に実施し、個人情報の流出等農業者年金記録管理システムに起因するインシデント発生時の対応能力の強化を図った。 ⑥ 農業者年金記録管理システムの保守運用業者との会議（月１回開催）について、CIO補佐官に参画いただき、情報セキュリティ対策等に係る助言を受け、その強化を図っている。 このほか、CIO補佐官からは、情報セキュリティ委員会への参画、情報セキュリティ対策の実施手順書、情報システムの調達仕様書等に対する支援・助言を受けている。	サイクルによる情報セキュリティ対策の改善に向けた取組を行うこととしたことから、b 評価とした。 （評価区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
		（２）個人情報保護対策の推進 個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護対策の総合的な検討、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点検を行い、PDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善を図る。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策等	（２）個人情報保護対策の推進 個人情報保護管理委員会を上半期と下半期に開催し、個人情報保護対策の総合的な検討、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点検を行い、PDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善を図ります。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報保護評価書に記	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護対策の実施状況等についての点検を行っているか。	＜主要な業務実績＞ ① 上半期（令和３年10月22日）及び下半期（令和４年３月28日）の個人情報保護管理委員会においては、マイナンバー・機関別符号の取得及び税情報（農業所得額）の照会の状況、不適正なアクセスの監視状況、保有個人情報等の点検状況、特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策の点検結果及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況等について確認を行った。 ② 個人情報監査（外部監査）が令和３年11月に実施され、監査結果報告を踏まえ、必要に応じた見直しを行い、PDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善に向けた取組を行うこととした。 ③ 特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策については、毎年度点検を行うこととしており、今年度の点検は令和４年３月に実施し、点検結果を個人情報保護管理委員会において報告した。 ④ 上記の対応について、CIO補佐官からのアドバイスや第三者による外部監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシップの下、個人情報保護研修等を通じて認識を共有し、保有個人情報に関	＜評価と根拠＞ 評価：b 個人情報保護管理委員会において、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点検を行い、個人情報監査（外部監査）結果による関係規程の見直しを図ることとしており、PDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善に向けた取組を行った。 また、特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策の点検を行い、法令が求める対応にも適切に取り組んだ。 さらに、個人情報保護委員会の立入検査における指摘についても必要な対応を行った。 これらのことから、b 評価とした。 （評価区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある	評価 b 自己評価である「b」評価が妥当であると認められる。

	を適切に実施するとともに、必要に応じた見直しを行う。 そのほか、CIO補佐官からのアドバイスや第三者による外部監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシップの下、基金が多く個人情報を取り扱う機関であるとの認識を全役職員において共有し、基金一体となって、保有個人情報に関連する業務を適切に遂行する。	載したリスク対策等を適切に実施するとともに、必要に応じた見直しを行います。 そのほか、CIO補佐官からのアドバイスや第三者による外部監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシップの下、下記研修等を通じて認識を共有し、保有個人情報に関連する業務を適切に遂行します。		連する業務を適切に遂行した。 ⑤ 令和３年７月に行われた個人情報保護委員会による立入検査における、特定個人情報を取扱う住基連携システムのログ管理の検証、確認の正確かつ確実な実施に係る指摘については、これを是正するため、ログ検証(報告書の作成)や部内における確実な確認に係る手順の整理等を行い、当該作業を正確かつ確実に実施できるよう措置した。	a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する			
	(３) 研修等の実施 役職員を対象に、情報セキュリティ対策等に関する研修、標的型攻撃メールに対する訓練を実施し、情報セキュリティ対策等に関する役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守を徹底する。	(３) 研修等の実施 役職員を対象に、情報セキュリティ対策等に関する研修、標的型攻撃メールに対する訓練等を実施し、情報セキュリティ対策等に関する役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守を徹底します。 また、人事異動による新任者に対しては、転入後速やかに同様の研修を行います。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・情報セキュリティ対策等に関する研修及び標的型攻撃メールに対する訓練を実施したか。	<主要な業務実績> ① 新任職員研修において、情報セキュリティ関係及び個人情報保護関係の研修を令和３年４月に実施した。 ② 情報セキュリティ対策及び個人情報保護対策の教育として、全役職員を対象とした研修を情報セキュリティ対策については令和３年10月から11月にかけて、個人情報保護対策については令和４年１月から２月にかけて実施した。 ③ マイナンバー制度及び情報連携に係る教育として、全役職員等を対象とした総務省主催のeラーニングによる研修を令和４年２月から３月にかけて実施した。 ④ 情報セキュリティ自己点検については、全役職員等を対象として令和３年12月に実施した。 ⑤ 標的型メール攻撃訓練については、令和３年８月から11月にかけて実施した。 また、その結果については、役職員への報告会にて周知するとともに、令和４年３月の情報セキュリティ委員会に報告した。 ⑥ 情報セキュリティインシデント対応訓練については、CSIRT関係役職員を対象として令和３年12月に実施し、その結果を令和４年３月の情報セキュリティ委員会に報告した。	<評定と根拠> 評定：b 情報セキュリティ対策等に関する全役職員等の意識を高めて法令・規程等の遵守を図るため先研修等の開催や情報発信・提供に取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr></table> 自己評価の「b」が妥当であると認められる。	評定	b
評定	b							

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第 6－5		情報公開の推進		
当該項目の重要度、難易度		－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0105

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	3 情報公開の推進 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適切に情報公開を行う。	5 情報公開の推進 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、役員の報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームページ等で適切に情報公開を行う。	5 情報公開の推進 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、役員の報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームページ等で適切に情報公開を行います。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づく適切な情報公開。 ＜評価の視点＞ ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づき、役員の報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームページ等で適切に情報公開しているか。	＜主要な業務実績＞ ・役員の報酬及び退職手当並びに職員の給与の水準（令和2年度） ・第4期中期目標期間（平成30～令和4年度）に係る事業計画（令和3年度計画） ・資産保有状況（令和2年度）等を基金ホームページに掲載し、情報公開を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：B 役員の報酬等及び職員の給与水準等について、基金ホームページで情報公開を行ったことから、B評定とした。 (評定区分) S：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある A：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある B：取組は十分である C：取組はやや不十分であり、改善を要する D：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定	B
								自己評価の「B」評定が妥当であると認められる。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第 6－6		業務運営能力の向上等		
当該項目の重要度、難易度		－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0105

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	4 業務運営能力の向上等	6 業務運営能力の向上等	6 業務運営能力の向上等			B	評価	B
							2つの小項目の全てがb評価であり、農林水産省の評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価。 ※2点(b) ×1/2×2項目＝2点 1.5点以上2.5点未満：B	
	(1) 研修の充実 農業者年金制度の適切な実施を図るためには、基金の職員のみならず、業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図る必要がある。 このため、基金及び業務受託機関において農業者年金に携わる職員等を対象とした研修を実施するとともに、運用等の専門的知識を必要とする業務に係る分野に特化した研修については、当該業	(1) 研修の充実 ア 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の習得を図るため、初任者研修を毎年度原則2回実施する。 年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に係る分野に特化した専門研修を実施	(1) 研修の充実 ア 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の習得を図るため、初任者研修を原則2回実施します。 年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に係る分野に特化した専門研修を実施します。その際、	<主な定量的指標> － <その他の指標> ・新任者研修、専門研修の実施、民間研修の活用。 ・理解度テストの実施。 ・研修等の実施計画の策定。 ・職員の専門資格取得支援。 <評価の視点> ア 新任者研修、専門研修を実施し、民間研修も活用しているか。 理解度テストを実施しているか。	<主要な業務実績> ア 職員研修実施計画に基づき、「令和2年度研修実施計画」を策定し、計画的に職員の能力向上を図るとともに、新任職員については、農業者年金基金の業務全般についての研修を令和2年4月に実施し、令和2年12月には拡充研修を実施した。 なお、当基金が主催する研修においては、研修終了後に理解度テストを実施した。 イ 例年5月に、東京に一堂に会して開催している都道府県段階の業務受託機関の新任担当者を対象とする研修、及び例年6月に同じく東京で開催している専門研修会については、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等が発出されている状況を踏まえて、5月に3ブロックに分けて3日間Web方式により、両研修を合わせて開催した。 また、令和4年に施行される制度改正（現中期目標期間当初に予定無し）に向けて、コロナ禍に対応しつつ9月に3ブロックに分けてWeb方式により「農業者年金制度改正説明会」を開催（9月3日、6日、7日）する等、業務受託機関における制度改正	<評価と根拠> 評価：b ア 研修実施計画を策定の上、新任者研修等を行い、研修終了後に理解度テストを実施するとともに、民間研修も活用した。 イ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等が発出される中、3ブロックに分けて3日間Web方式により工夫して業務受託機関の担当者を対象とする新任研修及び専門研修会を合わせて開催するなど業務受託機関担当者の研修の充実に努めた。 さらに、令和4年の制度改正に向け、能力向上を着実に図れるようコロナ禍に対応しつつ新たに学習の場を設ける等、着実に取り組んだ。	評価	b
							自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。	

	務に係る分野に特化した専門研修を実施する。	する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。 なお、研修終了後に理解度テストを実施する。 また、その他の研修及び職員の専門資格取得支援を含め、研修等の実施計画を策定し、計画的に職員の能力向上を図る。 イ 業務受託機関担当者 業務受託機関の農業者年金担当者の制度への理解及び事務処理能力の向上を図るため、毎年度、業務受託機関の農業者年金担当者等を対象とした研修を実施する。	必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用します。 なお、研修終了後に理解度テストを実施します。 また、その他の研修及び職員の専門資格取得支援を含め、研修等の実施計画を策定し、計画的に職員の能力向上を図ります。 イ 業務受託機関担当者 毎年度当初に都道府県段階の業務受託機関の新任担当者を対象とする研修会を、また、年度上半期に都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とする専門研修会を開催します。	研修等の実施計画を策定しているか。 職員の専門資格取得支援を実施しているか。 イ 毎年度当初に都道府県段階の業務受託機関の新任担当者を対象とする研修会を、また、年度上半期に都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とする専門研修会を開催したか。	内容を含めて能力向上を図るように取り組んだ。	これらのことから、b 評価とした。 (評価区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
	(2) 委託業務の質の向上 業務受託機関を対象とした調査指導は、委託業務の運営の効率性などを把握する上で有用であり、委託業務が適正に行われるよう引き続き実施することとする。 調査指導に当たっては、加入者・受給者が多く、指導の必	(2) 委託業務の質の向上 業務受託機関を対象とした調査指導については、委託業務が適正に行われるよう、以下の取組を実施する。 ア 中期計画期間における調査指導の対象については、加入者・受給者が多く、指導の必要性や効果が高い業	(2) 委託業務の質の向上 業務受託機関を対象とした調査指導については、調査指導実施計画を6月までに策定し、委託業務が適正に行われるよう、以下の取組を実施します。 ア 調査指導実施計画に従って、市町村段階の業務受託機関に対して計画	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ・調査指導の効果の浸透。 ＜評価の視点＞ ・調査指導実施計画に従って、業務受託機関に対して計画的・効率的に調査指導を実施したか。 ・調査指導の効果の浸透を図っているか。	＜主要な業務実績＞ ア 業務量、委託費等を勘案した中期計画策定時の業務受託機関を対象とする調査指導については、「令和3年度調査指導実施計画」(令和3年4月21日策定)に基づき、都道府県段階の業務受託機関と協議の上、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、従来の実地による方式及び電話を利用した同時通話方式により調査指導を行うこととし、令和3年6月から12月にかけて効率のかつ計画的に実施した。	＜評価と根拠＞ 評価：b 定例調査指導については、令和3年度調査指導実施計画に従い左記のとおり計画的・効率的に実施したことから、b 評価とした。 (評価区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である	評価	b
							自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。	

	要性や効果が高い地域に重点化するなど、効率的かつ計画的に実施するとともに、把握した事例や注意すべき課題等について、研修会等を通じて周知徹底するなど、その効果の浸透に努める。	務受託機関に重点を置いて選定し、計画的に考查指導を実施する。 イ 考查指導により把握した事例や注意すべき課題等について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、考查指導の効果の浸透を図る。	的・効率的に考查指導を実施します。 考查指導においては、業務受託機関における事務処理の実施状況を確認し、確認結果を踏まえて事務処理の質的向上に向けた指導を行います。 イ 前年度の考查指導により把握した事例、注意すべき課題等について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、考查指導の効果の浸透を図ります。	【考查指導実施業務受託機関数】 <table><tr><td>農 業 会 議</td><td>17 機関</td></tr><tr><td>J A 中 央 会</td><td>17 機関</td></tr><tr><td>農 業 委 員 会</td><td>118 機関</td></tr><tr><td>農 業 協 同 組 合</td><td>44 機関</td></tr><tr><td>総 数</td><td>196 機関</td></tr></table> イ 前年度の考查指導結果等については、令和３年５月に都道府県段階の業務受託機関に配布するとともに、基金ホームページに掲載し、都道府県段階で開催する担当者会議や研修会等を通じ、農業委員会及びJAに対して業務処理の改善に向けて周知徹底するなど、考查指導結果の浸透を図った。 なお、考查指導時においても、前年度の考查指導結果等の浸透を図った。	農 業 会 議	17 機関	J A 中 央 会	17 機関	農 業 委 員 会	118 機関	農 業 協 同 組 合	44 機関	総 数	196 機関	c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
農 業 会 議	17 機関														
J A 中 央 会	17 機関														
農 業 委 員 会	118 機関														
農 業 協 同 組 合	44 機関														
総 数	196 機関														

別 紙

第４ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

※百万円未満を四捨五入しているので、合計とは端数において合致しないものがある。

令和３年度予算

総 括

（単位：百万円）

区 別	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計	法人共通	合計
収入						
前年度よりの繰越金	135	0	0	135	181	315
運営費交付金	2,968	105	741	3,814	716	4,529
国庫補助金	1,007	0	0	1,007	0	1,007
国庫負担金	116,614	0	0	116,614	0	116,614
借入金	51,645	0	0	51,645	0	51,645
保険料収入	14,984	0	0	14,984	0	14,984
運用収入	0	1,908	0	1,908	0	1,908
貸付金利息	1	0	0	1	0	1
農地売渡代金等収入	15	0	0	15	0	15
諸収入	0	0	0	0	0	0
計	187,368	2,013	741	190,123	896	191,019
支出						
業務経費	80,316	0	699	81,015	0	81,015
うち 農業者年金事業給付費	6,400	0	0	6,400	0	6,400
旧年金等給付費	72,333	0	0	72,333	0	72,333
還付金	270	0	0	270	0	270
長期借入関係経費	23	0	0	23	0	23
その他の業務経費	1,290	0	699	1,989	0	1,989
借入償還金	95,900	0	0	95,900	0	95,900
一般管理費	1,480	23	17	1,520	430	1,950
人件費	332	82	25	439	466	906
計	178,029	105	741	178,875	896	179,771

[人件費の見積り]

期間中総額 7 2 2 百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

[借入金]

借入金は、独立行政法人農業者年金基金法附則第 1 7 条第 1 項及び第 2 項により、旧給付に要する費用に係る国庫負担の平準化を図るため、農林水産大臣の要請に基づき行うものであり、独立行政法人農業者年金基金法附則第 1 7 条第 4 項により、借入金に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いに要する費用は、国庫が負担することとなっている。

なお、農業者年金基金より承継された借入金についても、独立行政法人農業者年金基金法附則第5条により国庫が負担することとなっている。

[収入支出予算の弾力条項]

【特例付加年金勘定】

農業者年金事業給付費又は特例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は特例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。

【農業者老齢年金等勘定】

- 1 農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給権者経理へ繰入の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。
- 2 保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

【旧年金勘定】

- 1 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として旧年金等給付費の支出予算に不足を生じた場合に旧年金等給付費の支出予算の額を増額することができる。
- 2 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比して増加する場合に保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

【農地売買貸借等勘定】

農地売渡代金等収入及び貸付金利息の収入金額が、この予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として旧年金勘定への償還金及び旧年金勘定への支払利息の支出予算の額を増額することができる。

令和3年度予算

特例付加年金勘定

(単位:百万円)

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理	合計
	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計		法人共通	
収入													
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9	9	43	52
運営費交付金	0	0	0	0	0	0	471	30	203	704	704	133	837
国庫補助金	1,007	0	1,007	0	0	0	0	0	0	0	1,007	0	1,007
運用収入	0	54	54	0	57	57	0	0	0	0	111	0	111
特例付加年金被保険者経理より受入	0	0	0	505	0	505	0	0	0	0	505	0	505
農業者老齢年金等勘定より受入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,007	54	1,061	505	57	563	480	30	203	713	2,337	177	2,513
支出													
業務経費	505	0	505	213	0	213	62	0	191	253	971	0	971
うち 農業者年金事業給付費	0	0	0	213	0	213	0	0	0	0	213	0	213
特例付加年金受給権者経理へ繰入	505	0	505	0	0	0	0	0	0	0	505	0	505
その他の業務経費	0	0	0	0	0	0	62	0	191	253	253	0	253
一般管理費	0	0	0	0	0	0	366	7	5	377	377	106	483
人件費	0	0	0	0	0	0	52	24	7	83	83	70	153
計	505	0	505	213	0	213	480	30	203	713	1,431	177	1,608

農業者老齢年金等勘定

(単位:百万円)

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理	合計
	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計		法人共通	
収入													
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	42	0	0	42	42	19	61
運営費交付金	0	0	0	0	0	0	1,175	75	538	1,788	1,788	293	2,081
保険料収入	14,984	0	14,984	0	0	0	0	0	0	0	14,984	0	14,984
運用収入	0	339	339	0	1,459	1,459	0	0	0	0	1,797	0	1,797
農業者老齢年金被保険者経理より受入	0	0	0	13,119	0	13,119	0	0	0	0	13,119	0	13,119
諸収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	14,984	339	15,323	13,119	1,459	14,578	1,217	75	538	1,830	31,731	312	32,043
支出													
業務経費	14,233	0	14,233	5,340	0	5,340	188	0	509	696	20,270	0	20,270
うち 農業者年金事業給付費	847	0	847	5,340	0	5,340	0	0	0	0	6,187	0	6,187
還付金	267	0	267	0	0	0	0	0	0	0	267	0	267
農業者老齢年金受給権者経理へ繰入	13,119	0	13,119	0	0	0	0	0	0	0	13,119	0	13,119
特例付加年金勘定へ繰入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の業務経費	0	0	0	0	0	0	188	0	509	696	696	0	696
一般管理費	0	0	0	0	0	0	900	16	12	928	928	142	1,071
人件費	0	0	0	0	0	0	130	59	18	206	206	169	375
計	14,233	0	14,233	5,340	0	5,340	1,217	75	538	1,830	21,404	312	21,715

旧年金勘定

(単位:百万円)

区 別	旧年金 経理	業務経理	計	業務経理	合計
	農業者年 金事業	農業者年 金事業		法人共通	
収入					
前年度よりの繰越金	0	60	60	106	166
運営費交付金	0	1,300	1,300	268	1,568
国庫負担金	116,614	0	116,614	0	116,614
借入金	51,645	0	51,645	0	51,645
諸収入	0	0	0	0	0
計	168,259	1,360	169,619	374	169,993
支出					
業務経費	72,359	1,008	73,367	0	73,367
うち 旧年金等給付費	72,333	0	72,333	0	72,333
還付金	2	0	2	0	2
長期借入関係経費	23	0	23	0	23
その他の業務経費	0	1,008	1,008	0	1,008
借入償還金	95,900	0	95,900	0	95,900
一般管理費	0	213	213	161	374
人件費	0	138	138	213	351
計	168,259	1,360	169,619	374	169,993

農地売買貸借等勘定

(単位:百万円)

区 別	農業者年 金事業	法人共通	合計
収入			
前年度よりの繰越金	23	13	36
運営費交付金	22	21	43
貸付金利息	1	0	1
農地売渡代金等収入	15	0	15
諸収入	0	0	0
計	61	34	95
支出			
業務経費	32	0	32
うちその他の業務経費	32	0	32
一般管理費	1	21	21
人件費	12	13	26
計	45	34	79

令和3年度収支計画

総括

(単位:百万円)

区 別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	法人共通	合計
費用の部	91,568	5,883	741	98,192	905	99,096
経常費用	91,341	5,883	741	97,966	905	98,870
人件費	332	82	25	439	466	906
業務費	80,093	47	699	80,838	0	80,838
一般管理費	1,480	23	17	1,520	430	1,950
減価償却費	121	0	0	121	8	129
給付準備金繰入	9,316	5,732	0	15,047	0	15,047
財務費用	226	0	0	226	0	226
臨時損失	0	0	0	0	0	0
収益の部	91,547	5,883	741	98,172	905	99,076
運営費交付金収益	3,102	105	741	3,948	896	4,845
国庫補助金収入	1,007	0	0	1,007	0	1,007
国庫負担金収入	20,714	0	0	20,714	0	20,714
財源措置予定額収益	51,645	0	0	51,645	0	51,645
保険料収入	14,978	0	0	14,978	0	14,978
運用収入	0	5,778	0	5,778	0	5,778
貸付金利息収入	1	0	0	1	0	1
その他の収入	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	100	0	0	100	8	108
臨時利益	0	0	0	0	0	0
純利益	△20	0	0	△20	0	△20
目的積立金取崩額	21	0	0	21	0	21
総利益	1	0	0	1	0	1

令和3年度収支計画

特例付加年金勘定

(単位:百万円)

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理	合計
	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計		法人共通	
費用の部	502	582	1,085	505	59	564	501	30	203	734	2,383	178	2,561
経常費用	502	582	1,085	505	59	564	501	30	203	734	2,383	178	2,561
人件費	0	0	0	0	0	0	52	24	7	83	83	70	153
業務費	0	6	6	213	0	213	62	0	191	253	473	0	473
一般管理費	0	0	0	0	0	0	366	7	5	377	377	106	483
減価償却費	0	0	0	0	0	0	21	0	0	21	21	1	23
給付準備金繰入	502	576	1,078	292	59	351	0	0	0	0	1,429	0	1,429
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	1,007	582	1,590	0	59	59	501	30	203	734	2,383	178	2,561
運営費交付金収益	0	0	0	0	0	0	480	30	203	713	713	177	890
国庫補助金収入	1,007	0	1,007	0	0	0	0	0	0	0	1,007	0	1,007
運用収入	0	582	582	0	59	59	0	0	0	0	641	0	641
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	0	0	0	21	0	0	21	21	1	23
農業者老齢年金等勘定より受入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	505	0	505	△505	0	△505	0	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	505	0	505	△505	0	△505	0	0	0	0	0	0	0

農業者老齢年金等勘定

(単位: 百万円)

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理	合計
	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計		法人共通	
費用の部	1,859	3,680	5,539	13,119	1,457	14,576	1,255	75	538	1,869	21,983	315	22,299
経常費用	1,859	3,680	5,539	13,119	1,457	14,576	1,255	75	538	1,869	21,983	315	22,299
人件費	0	0	0	0	0	0	130	59	18	206	206	169	375
業務費	1,117	40	1,157	5,340	0	5,340	188	0	509	696	7,193	0	7,193
一般管理費	0	0	0	0	0	0	900	16	12	928	928	142	1,071
減価償却費	0	0	0	0	0	0	38	0	0	38	38	4	42
給付準備金繰入	742	3,639	4,382	7,779	1,457	9,236	0	0	0	0	13,618	0	13,618
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	14,978	3,680	18,658	0	1,457	1,457	1,255	75	538	1,869	21,983	315	22,299
運営費交付金収益	0	0	0	0	0	0	1,217	75	538	1,830	1,830	312	2,142
保険料収入	14,978	0	14,978	0	0	0	0	0	0	0	14,978	0	14,978
運用収入	0	3,680	3,680	0	1,457	1,457	0	0	0	0	5,137	0	5,137
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	0	0	0	38	0	0	38	38	4	42
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	13,119	0	13,119	△13,119	0	△13,119	0	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	13,119	0	13,119	△13,119	0	△13,119	0	0	0	0	0	0	0

旧年金勘定

(単位:百万円)

区 別	旧年金 経理	業務経理	計	業務経理	合計
	農業者年 金事業	農業者年 金事業		法人共通	
費用の部	72,359	1,417	73,777	377	74,154
経常費用	72,133	1,417	73,550	377	73,927
人件費	0	138	138	213	351
業務費	72,133	1,008	73,141	0	73,141
一般管理費	0	213	213	161	374
減価償却費	0	58	58	3	61
財務費用	226	0	226	0	226
臨時損失	0	0	0	0	0
収益の部	72,359	1,396	73,755	377	74,132
運営費交付金収益	0	1,360	1,360	374	1,734
国庫負担金収入	20,714	0	20,714	0	20,714
財源措置予定額収益	51,645	0	51,645	0	51,645
その他の収入	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	37	37	3	40
臨時利益	0	0	0	0	0
純利益	0	△21	△21	0	△21
目的積立金取崩額	0	21	21	0	21
総利益	0	0	0	0	0

農地売買貸借等勘定

(単位:百万円)

区 別	農業者年 金事業	法人共通	合計
費用の部	49	34	83
経常費用	49	34	83
人件費	12	13	26
業務費	32	0	32
一般管理費	1	21	21
減価償却費	4	0	4
財務費用	0	0	0
臨時損失	0	0	0
収益の部	50	34	84
運営費交付金収益	45	34	79
貸付金利息収入	1	0	1
その他の収入	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	4	0	4
臨時利益	0	0	0
純利益	1	0	1
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	1	0	1

令和3年度資金計画

総 括

(単位:百万円)

区 別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	法人共通	合計
資金支出	187,368	2,013	741	190,123	896	191,019
業務活動による支出	82,129	105	741	82,975	896	83,871
投資活動による支出	9,324	1,908	0	11,233	0	11,233
財務活動による支出	95,900	0	0	95,900	0	95,900
翌年度への繰越金	16	0	0	16	0	16
資金収入	187,368	2,013	741	190,123	896	191,019
業務活動による収入	135,589	2,013	741	138,344	716	139,059
運営費交付金による収入	2,968	105	741	3,814	716	4,529
補助金等による収入	117,622	0	0	117,622	0	117,622
保険料収入	14,984	0	0	14,984	0	14,984
運用による収入	0	1,908	0	1,908	0	1,908
農地売渡代金等収入	15	0	0	15	0	15
貸付金利息収入	1	0	0	1	0	1
その他の収入	0	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	51,645	0	0	51,645	0	51,645
借入金による収入	51,645	0	0	51,645	0	51,645
前年度よりの繰越金	135	0	0	135	181	315

令和3年度資金計画

特例付加年金勘定

(単位:百万円)

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理	
	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計		法人共通	合計
資金支出	502	54	556	505	57	563	480	30	203	713	1,832	177	2,008
業務活動による支出	0	0	0	213	0	213	480	30	203	713	926	177	1,103
投資活動による支出	502	54	556	292	57	349	0	0	0	0	905	0	905
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	1,007	54	1,061	0	57	57	480	30	203	713	1,832	177	2,008
業務活動による収入	1,007	54	1,061	0	57	57	471	30	203	704	1,823	133	1,956
運営費交付金による収入	0	0	0	0	0	0	471	30	203	704	704	133	837
補助金等による収入	1,007	0	1,007	0	0	0	0	0	0	0	1,007	0	1,007
運用による収入	0	54	54	0	57	57	0	0	0	0	111	0	111
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9	9	43	52

農業者老齢年金等勘定

(単位:百万円)

区 別	被保険者経理			受給権者経理			業務経理				計	業務経理	
	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	計	農業者年金事業	年金資産の運用	制度の普及推進等	計		法人共通	合計
資金支出	1,865	339	2,203	13,119	1,459	14,578	1,217	75	538	1,830	18,612	312	18,923
業務活動による支出	1,114	0	1,114	5,340	0	5,340	1,217	75	538	1,830	8,284	312	8,596
投資活動による支出	751	339	1,089	7,779	1,459	9,238	0	0	0	0	10,327	0	10,327
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	14,984	339	15,323	0	1,459	1,459	1,217	75	538	1,830	18,612	312	18,924
業務活動による収入	14,984	339	15,323	0	1,459	1,459	1,175	75	538	1,788	18,569	293	18,862
運営費交付金による収入	0	0	0	0	0	0	1,175	75	538	1,788	1,788	293	2,081
保険料収入	14,984	0	14,984	0	0	0	0	0	0	0	14,984	0	14,984
運用による収入	0	339	339	0	1,459	1,459	0	0	0	0	1,797	0	1,797
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	42	0	0	42	42	19	61

旧年金勘定

(単位:百万円)

区 別	旧年金 経理	業務経理	計	業務経理	合計
	農業者年 金事業	農業者年 金事業		法人共通	
資金支出	168,259	1,360	169,619	374	169,993
業務活動による支出	72,359	1,360	73,719	374	74,093
投資活動による支出	0	0	0	0	0
財務活動による支出	95,900	0	95,900	0	95,900
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	168,259	1,360	169,619	374	169,993
業務活動による収入	116,614	1,300	117,914	268	118,182
運営費交付金による収入	0	1,300	1,300	268	1,568
補助金等による収入	116,614	0	116,614	0	116,614
その他の収入	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	51,645	0	51,645	0	51,645
借入金による収入	51,645	0	51,645	0	51,645
前年度よりの繰越金	0	60	60	106	166

農地売買貸借等勘定

(単位:百万円)

区 別	農業者年 金事業	法人共通	合計
資金支出	61	34	95
業務活動による支出	45	34	79
投資活動による支出	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0
翌年度への繰越金	16	0	16
資金収入	61	34	95
業務活動による収入	38	21	59
運営費交付金による収入	22	21	43
農地売渡代金等収入	15	0	15
貸付金利息収入	1	0	1
その他の収入	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0
前年度よりの繰越金	23	13	36